

日医発第 877 号（医経）（地域）

令和 5 年 8 月 9 日

都道府県医師会

会長 殿

公益社団法人日本医師会

会長 松本 吉郎

（公印省略）

医療法人に関する情報の調査及び分析等に係る新たな報告制度等について

令和 5 年 5 月 19 日に公布された全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、医療法が改正され、令和 5 年 6 月 27 日付文書（日医発第 629 号）を以て事前にご案内した通り、医療法人に関する情報の調査及び分析等を行う新たな制度が令和 5 年 8 月 1 日より施行されました。また、これに伴い、医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 100 号）が公布されましたので、別添の関連通知文書等をご送付申し上げます。

新たな制度の施行により、令和 5 年 8 月に決算期末を迎える医療法人から、既存の事業報告書等の届出とは別に、医療法人が開設する病院、診療所ごとの損益計算書に相当する情報、並びに任意項目として職種別給与及びその人数等の経営情報を都道府県知事に報告することが必要となりました。

損益計算書の科目の一部と職種別給与及びその人数については任意で報告する項目であり、記載が困難な場合は「*」を記載することとされています。

特に職種別給与等については、有効なデータが収集できなければ報告を義務化すべきとの議論もありますが、本会は、多くの医療機関のご協力を得るためにも、まずは任意で報告いただき、状況を把握したうえで慎重に対応していくことが必要と主張してまいりました。任意項目であることを前提としつつ可能な範囲でご協力をお願いいたします。

本報告制度の対象は、原則として全ての医療法人ですが、例外として社会保険診療報酬等の所得計算の特例（いわゆる四段階税制）を適用した場合には、当該会計年度については報告の対象外とされています。この場合、別添局長通知の「様式 3」により報告対象外の旨を報告することとなっています。

報告方法は、G-MIS（厚生労働省 医療機関等情報支援システム）へのアップロードまたは書面による提出の二つがあり、報告期限は、会計年度終了後 3 か月以内（監査を必要とする医療法人は 4 か月以内）です。

医療法人から報告された経営情報は、厚生労働大臣がデータベースとして一元管理し、国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表することとされております。個別の医療機関の情報が公表されるものではありません。

その他、研究者等が公益目的の研究を行う場合には、社会保障審議会での審査を経てデータベースに収録された情報を提供できる制度を、公布日から 3 年以内に創設することとされ、詳細は今後施行までの間に検討されます。

また、本報告制度の施行に関連し、既存の事業報告書等についても、別添のとおり様式の一部が変更されましたので、併せてご案内申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会への周知方よろしくお願い申し上げます。

【本報告制度に関する照会先】

厚生労働省医政局医療経営支援課（e-mail：mcbd2023@mhlw.go.jp）

(別添文書)

- 医療法人は、病院・診療所の経営情報の報告が義務化されます！（リーフレット）
（厚生労働省）
- 医療法人に関する情報の調査及び分析等について（通知）（厚生労働省医政局長）
- 「医療法人に関する情報の調査及び分析等」の取扱いについて（事務連絡）
（厚生労働省医政局医療経営支援課）
- 厚生労働省令第100号「医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和5年7月31日）
- 「医療法人における事業報告書等の様式について」の一部改正について（通知）
（厚生労働省医政局医療経営支援課長）

本報告制度に関する様式（Excel形式）は、厚生労働省の以下のサイトからもダウンロードできます。法令その他の関連資料も掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753_00005.html

別添「医療法人に関する情報の調査及び分析等について」（通知）第2のIの3②に記載のG-M-I-S操作マニュアル（医療法人用）は、以下のサイトから最新版をダウンロードできます。また「医療法人における事業報告書等の様式について」（通知）の改正後全文も掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753_00006.html

医療法人は、 病院・診療所の経営情報の報告が義務化されます！

医療法人は、

これまでの事業報告書等とは別に、

令和5年8月以降に決算期を迎える法人から

毎年、会計年度終了後、原則、3ヶ月以内（※）に

病院・診療所ごとの経営情報を都道府県へ報告することになります。

（※）医療法第51条第2項に該当する大規模な医療法人は4ヶ月以内

報告方法は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）で報告できます。

その他、都道府県の担当者への郵送でも報告できます。

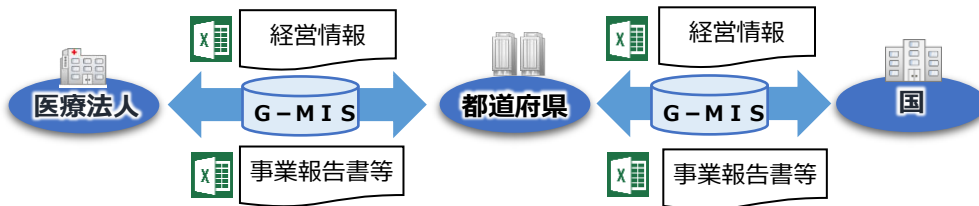
これまでの事業報告書等もG-MISで届出できます。

経営情報は、国の管理下でデータベース化し、医療政策等に活用します。

その他、分析結果は、国民への医療政策の理解のため情報提供を行います。

ただし、報告いただいた個別の医療機関の情報は公表いたしません。

これからは経営情報の報告も必要（イメージ）



- ✓ G-MISから入手した報告様式をアップロード
- ✓ 誤記等があれば都道府県からメールで通知
- ✓ 国で医療提供体制への政策の検討等に活用

経営状況に関する情報

経営状況に関する情報（病院）

法人名	病院名	役員数(人)	職員数(人)
病院所在地 都道府県	市区町村	町域	二次区
消費税の経理方式	科目	金額	
01 医療収益	入院診療収益		
01-01	保険診療収益(患者負担含む)		
01-02	公費等診療収益		
01-03	その他の診療収益		
02 室料差額収益	外来診療収益		
02-01	保険診療収益(患者負担含む)		
02-02	公費等診療収益		

職種別給与情報に関する情報

職種別給与総額及びその人数に関する情報（病院）

法人名	病院名	役員数(人)	職員数(人)
病院所在地 都道府県	市区町村	町域	二次医療圏
職別	給与総額	人数(人)	給与総額
医師			
歯科医師			
歯科医師以外			

具体的な手続きは、厚生労働省HPをご確認ください。



経営情報の報告について



G-MISでの報告方法について

医療法人の経営情報の調査及び分析等

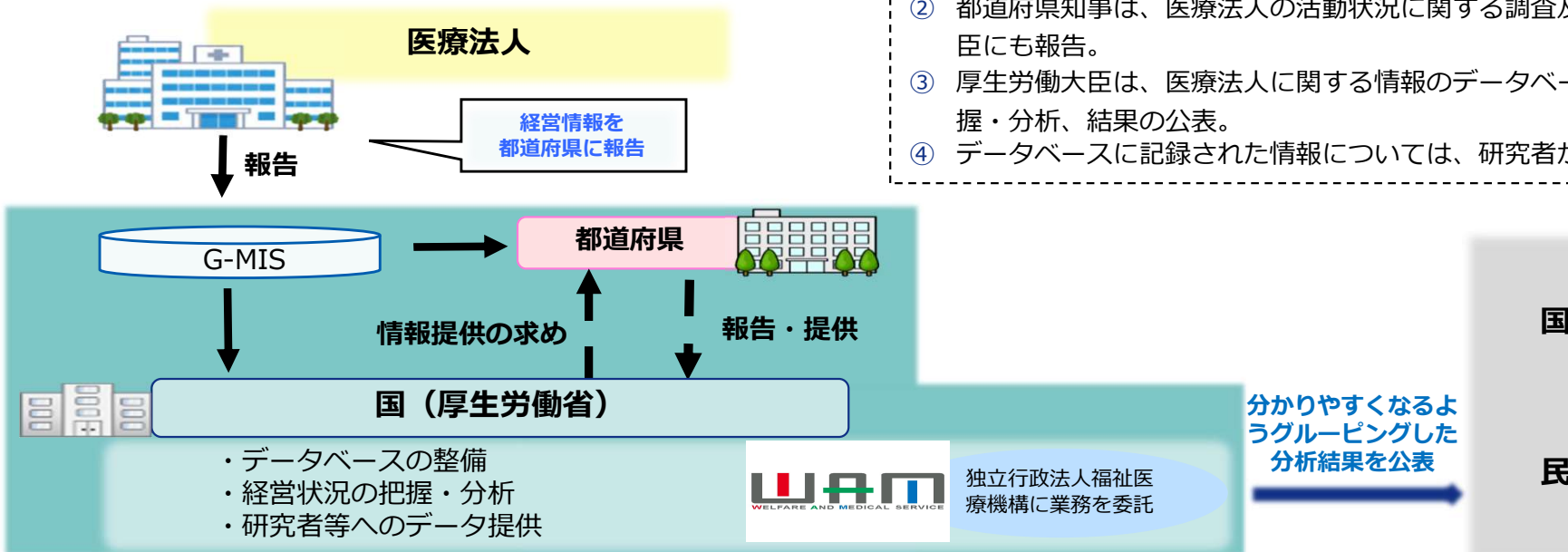
- 医療の置かれている現状と実態を把握するために必要な情報を収集し、政策の企画・立案に活用するとともに、国民に対して丁寧に説明していくため、**①医療法人の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表、③データベースの情報を研究者等へ提供する制度を創設する。**

【施行日：①及び②は令和5年8月1日 ③は公布日から三年以内に政令で定める日】

【データベースの概要】

- 対象：原則、全ての医療法人
- 収集する情報：病院及び診療所における収益及び費用並びに、任意項目として職種別の給与（給料・賞与）及びその人数
〔収集する内容は省令以下で規定〕 ※病床機能報告・外来機能報告と連携させるとともに、データの活用に当たっては、公立医療機関の経営情報などの公開情報及び、必要に応じて統計調査も活用した分析等に取り組む。
- 公表方法：国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表
- その他：研究者等が公益目的の研究を行う場合には、社会保障審議会での審査を経てデータベースに収録された情報を提供できる（第三者提供制度）※詳細は、施行までの間に検討

- 医療法人は、毎会計年度終了後に経営情報を都道府県知事に報告。
- 都道府県知事は、医療法人の活動状況に関する調査及び分析等を行い、厚生労働大臣にも報告。
- 厚生労働大臣は、医療法人に関する情報のデータベースを整備し、経営状況の把握・分析、結果の公表。
- データベースに記録された情報については、研究者が行う学術研究等にも提供可能。



医政発 0731 第 3 号
令和 5 年 7 月 31 日

公益社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療法人に関する情報の調査及び分析等について（通知）

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

医政発 0731 第 2 号
令和 5 年 7 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療法人に関する情報の調査及び分析等について

令和 5 年 5 月 19 日に公布された全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 31 号。以下「改正法」という。)により、医療法(昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。)が改正され、医療法人に関する情報の調査及び分析等を行う新たな制度が令和 5 年 8 月 1 日から施行されることとなった。また、これに伴い、医療法施行規則の一部を改正する省令(令和 5 年厚生労働省令第 100 号)が公布されたところである。

これらを踏まえ、本制度の趣旨を明確化するとともに、本制度の運用に当たり留意すべき点等を下記のとおり定めたので、御了知の上、適正なる実施を期されたい。

なお、改正法の施行に伴う医療法人関係の通知の改正については、別途行うほか、改正法第 9 条(公布後 3 年以内に施行)による改正後の法において、医療提供体制の確保に資する調査、学術研究又は分析を行う者に対して医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を収集し、整理した情報を提供する仕組みを導入することとしており、詳細については別途通知する。

記

第 1 制度の趣旨

我が国では、高齢者人口の増加や医療の高度化などによって国民医療費が増加していることに加えて、今後、生産年齢人口の急激な減少や医療資源の地域格差などの課題が存在する。また、新興感染症拡大時等の緊急時に迅速な医療提供体制の確保に必要な支援等を実施するためには、平時から医療機関の経営状況を把握することが重要である。こうした課題に対応するため医療の置かれている現状と実態を表す必要な情報を収集し、新たに政策の企画・立案に活用するとともに、国民の理解に向けた丁寧な説明を行うことが必要であるため、新たに医療法人が開設する病院及び診療所に係る経営等の情報を収集し、デー

データベースとして整備することとする。

第2 制度の内容

I 医療法人による報告について

1 報告を求める医療法人について（法第69条の2第2項関係）

原則として、全ての医療法人が毎会計年度終了後に、当該医療法人が開設する病院又は診療所（以下「病院等」という。）ごとの収益及び費用等の情報（以下「経営情報等」という。）をその主たる事務所の所在地の都道府県知事（以下「都道府県知事」という。）に報告しなければならないこと。

ただし、医療法人が、当該報告に係る会計年度における法人税の申告において租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条第1項の規定による社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用して所得の金額を計算した場合（いわゆる「四段階税制」を適用した場合）には、当該会計年度に係る報告の対象外となることに留意すること。なお、医療法人が本要件に該当し報告の必要がない場合には、都道府県知事は、当該医療法人に対して様式3によりその旨の報告を求めるなどの方法により把握されたい。

2 医療法人が報告する事項について（法第69条の2第2項関係）

1により医療法人に報告を求める経営情報等は、別紙に掲げる事項とし、医療法人は、毎会計年度の決算後に作成する損益計算書等を踏まえ、経営情報等を次のとおり区分し、それぞれの様式により都道府県知事に報告するものとする。

① 病院に係る報告事項 様式1

② 診療所に係る報告事項 様式2

なお、経過措置として、令和5年8月1日から令和6年7月31日までの間に終了する会計年度に係る報告については、上記に代えて次の様式により報告することとして差し支えないこととする。

③ 病院に係る報告事項 様式1-2

④ 診療所に係る報告事項 様式2-2

3 医療法人が報告する方法について（法第69条の2第2項関係）

医療法人から都道府県知事への報告は、次の方法のいずれかにより行うものとする。

① 医療法人が医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）から2の様式をダウンロードし、これに記入した上で、G-MISにアップロードすることにより報告する方法

② ①の方法による提出が難しい場合については、医療法人が法第51条第1項に規定する事業報告書等（以下「事業報告書等」という。）の届出と併せて、2の様式を郵送等により書面で提出をする方法

なお、G-MISから様式をダウンロードする手順については、別途配

布するマニュアル（医療法人用、自治体用）を参照されたいこと。

4 医療法人が報告する期限について（法第 69 条の 2 第 2 項関係）

医療法人から都道府県知事への報告は、当該医療法人の会計年度終了後 3 月以内に、行わなければならないこと。

ただし、法第 51 条第 5 項の規定により公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならないこととされている医療法人は、会計年度終了後 4 月以内までに報告しなければならないこととすること。

II 都道府県知事から厚生労働大臣への情報提供について

1 厚生労働大臣が管理するデータベース（法第 69 条の 2 第 3 項、第 69 条の 3 関係）

厚生労働大臣は、医療法人の経営情報等その他の情報をデータベースとして一元管理したうえで、厚生労働大臣から委託を受けた独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）が、データベースを活用した分析等を行うこととする。

2 厚生労働大臣が都道府県知事へ提供を求める情報（法第 69 条の 2 第 4 項関係）

1 のため、厚生労働大臣は、都道府県知事に対して次の情報の提供を求めることとする。

- ア 事業報告書等
- イ 経営情報等
- ウ その他必要な事項

3 都道府県知事による情報の提供方法（法第 69 条の 2 第 4 項、第 5 項関係）

都道府県知事は、区域内に主たる事務所を有する医療法人から報告された経営情報等について、次の方法のいずれかにより厚生労働大臣に提供することとする。

ア G-M I S

医療法人が G-M I S へのアップロードにより報告を行った場合には、都道府県知事がこれを受理したことをもって厚生労働大臣に提供したものとみなすこと。

イ 書面の提出

医療法人が書面により報告を行った場合には、都道府県知事は当該報告を受けた情報（写し）を、事業報告書等（写し）とともに厚生労働省が毎年度指定する宛先へ郵送等により提供すること。

III 都道府県知事における情報の分析及びその内容の公表について（法第 69 条の 2 第 1 項関係）

医療法人に係る経営情報等については、Ⅱの1のとおり、厚生労働大臣がデータベースを一元管理することとした上で、主たる事務所の所在する都道府県と同一の区域内に当該医療法人の開設する病院等の全てが所在するとは限らないことを踏まえ、厚生労働省又は機構（以下「厚生労働省等」という。）において各都道府県の区域内に所在する病院等の情報を毎年度一定時期に分析し、これを都道府県知事に提供することとする。

都道府県知事は、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人の活動の状況等について医療法人から報告された情報により分析し、その内容を公表するよう努めるものとされているところ、この努力義務の履行に当たっては、都道府県知事は厚生労働省等より提供する情報を活用されたいこと。

IV 経営情報等の取扱いについて

経営情報等には、医療法人や当該医療法人に所属する特定の個人の権利利益や法人の競争上の利益が害されるおそれがある情報が含まれており、経営情報等が悪意をもって利用されれば、本制度に対する信頼と協力を損なう可能性があることから、当該情報の秘密は保護する必要性があり、個人や法人を特定することができる内容を公にすることを前提として収集するものではない。

このことを踏まえ、都道府県における当該情報の取扱いに当たっては、情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずることとし、他人に知らせ、又は不当な目的に利用することがないよう留意すること。

別紙（法第 69 条の 2 第 2 項の規定による報告事項）

※は、任意記載の項目（科目）とする。

1 病院又は診療所（以下「病院等」という。）の名称、所在地その他の病院等の基本情報

(1) 医療法人を表す番号

- ① 医療法人整理番号 法第 44 条第 1 項の規定により設立認可された医療法人に付された番号
- ② 法人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 39 条第 1 項の規定により法人に指定された番号

(2) 医療機関を表す番号

- ① 病床・外来管理番号 法第 30 条の 13 の病床機能報告対象病院等又は法第 30 条の 18 の 2 の外来機能報告対象病院等に付された番号
- ② 医療機関コード 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 65 条第 1 項の規定により保険医療機関として指定された病院等に付された番号
（注）保険医療機関として指定されていない病院等においては、記載不要であること。

(3) 病院等の名称、所在地等

- ① 法人の名称
- ② 病院等の名称
- ③ 役員の数
- ④ 職員の数
- ⑤ 病院等の所在地
- ⑥ 会計期間
- ⑦ 消費税の経理方式
- ⑧ 診療所においては主たる診療科

2 病院等の収益及び費用の内容

(1) 病院の収益及び費用の科目

- ① 医業収益
 - ア 入院診療収益
保険診療収益※、公害等診療収益※、その他の診療収益※
 - イ 室料差額収益
 - ウ 外来診療収益
保険診療収益※、公害等診療収益※、その他の診療収益※
 - エ その他の医業収益
保健予防活動収益※、運営費補助金収益

- ② 医業費用
 - ア 材料費
医薬品費、診療材料費・医療消耗器具備品費、給食用材料費
 - イ 給与費
役員報酬、給料、賞与、賞与引当金繰入額、退職給付費用、法定福利費
 - ウ 委託費
給食委託費
 - エ 設備関係費
減価償却費、器機賃借料
 - オ 研究研修費
 - カ 経費
水道光熱費
 - キ 控除対象外消費税等負担額
 - ク 本部費配賦額
- ③ 医業利益（又は医業損失）
- ④ 医業外収益
 - ア 受取利息及び配当金※
 - イ 運営費補助金収益
 - ウ 施設設備補助金収益
- ⑤ 医業外費用
 - ア 支払利息※
- ⑥ 経常利益（又は経常損失）
- ⑦ 臨時収益
 - ア 運営費補助金収益
 - イ 施設設備補助金収益
- ⑧ 臨時費用
- ⑨ 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）
- ⑩ 法人税、住民税及び事業税負担額※
- ⑪ 当期純利益又は、当期純損失

(2) 診療所の収益及び費用の科目

- ① 医業収益
 - ア 入院診療収益
保険診療収益※、公害等診療収益※、室料差額収益※、その他の診療収益※
 - イ 外来診療収益
保険診療収益※、公害等診療収益※、その他の診療収益※
 - ウ その他の医業収益
保健予防活動収益※、運営費補助金収益

- ② 医業費用
 - ア 材料費
医薬品費、診療材料費・医療消耗器具備品費、給食用材料費
 - イ 給与費
役員報酬、給料、賞与、賞与引当金繰入額、退職給付費用、法定福利費
 - ウ 委託費
給食委託費※
 - エ 減価償却費
 - オ 器機賃借料
 - カ その他の医業費用
水道光熱費、控除対象外消費税等負担額、本部費配賦額※
- ③ 医業利益（又は医業損失）
- ④ 医業外収益
 - ア 受取利息及び配当金※
 - イ 運営費補助金収益
 - ウ 施設設備補助金収益
- ⑤ 医業外費用
 - ア 支払利息※
- ⑥ 経常利益（又は経常損失）
- ⑦ 臨時収益※
 - ア 運営費補助金収益
 - イ 施設設備補助金収益
- ⑧ 臨時費用※
- ⑨ 税引前当期純利益又は、税引前当期純損失
- ⑩ 法人税、住民税及び事業税負担額※
- ⑪ 当期純利益（又は当期純損失）

3 病院等の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項

職種別の給与総額及びその人数に係る職種※

- ・ 次の職種ごとの給与総額及びその人数

<職種>

医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）、その他の医療技術者等（診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、リハビリスタッフ（理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士）、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士等（管理栄養士、栄養士、調理師）、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、看護補助者、事務職員（事務（総務、人事、財務、医事等）担当職員、医師事務作業補助者、診療情報管理士）、その他の職員）

- ・ 上記の報告に係る対象期間

経営状況に関する情報（病 院）

様式 1

医療法人整理番号	
法人番号	
病床・外来管理番号	
医療機関コード	

法人名								
病院名				役員数(人)		職員数(人)		
病院所在地	都道府県		市区町村		町域		二次医療圏	

期間（自 _____ 至 _____）

消費税の経理方式 _____ 単位：円

科 目		金 額	備 考
01	医業収益		
01-01	入院診療収益		
01-01-1	保険診療収益（患者負担含む）		任意記載
01-01-2	公害等診療収益		任意記載
01-01-3	その他の診療収益	0	計算式あり
01-02	室料差額収益		
01-03	外来診療収益		
01-03-1	保険診療収益（患者負担含む）		任意記載
01-03-2	公害等診療収益		任意記載
01-03-3	その他の診療収益	0	計算式あり
01-04	その他の医業収益	0	計算式あり
01-04-1	うち保健予防活動収益		任意記載
01-04-2	うち運営費補助金収益		
02	医業費用		
02-01	材料費	0	計算式あり
02-01-1	医薬品費		
02-01-2	診療材料費、医療消耗器具備品費		
02-01-3	給食用材料費		
02-02	給与費	0	計算式あり
02-(02)	（うち消費税課税対象費用）		
02-02-1	役員報酬		
02-02-2	給料		
02-02-3	賞与		
02-02-4	賞与引当金繰入額		
02-02-5	退職給付費用		
02-02-6	法定福利費		
02-03	委託費		
02-03-1	うち給食委託費		
02-04	設備関係費		
02-(04)	（うち消費税課税対象費用）		
02-04-1	うち減価償却費		
02-04-2	うち器機賃借料		
02-05	研究研修費		
02-(05)	（うち消費税課税対象費用）		
02-06	経費		
02-(06)	（うち消費税課税対象費用）		
02-06-1	うち水道光熱費		
02-07	控除対象外消費税等負担額		
02-08	本部費配賦額		
03	医業利益（又は医業損失）	0	計算式あり
04	医業外収益		
04-01	うち受取利息及び配当金		任意記載
04-02	うち運営費補助金収益		
04-03	うち施設設備補助金収益		
05	医業外費用		
05-01	うち支払利息		任意記載
06	経常利益（又は経常損失）	0	計算式あり
07	臨時収益		
07-01	うち運営費補助金収益		
07-02	うち施設設備補助金収益		
08	臨時費用		
09	税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	0	計算式あり
10	法人税、住民税及び事業税負担額		任意記載
11	当期純利益（又は当期純損失）	-	計算式あり

※1 医療法人整理番号は、医療法人ごとに付された番号を記載すること。法人番号は、国税庁により法人ごとに指定された13桁の番号を記載すること。病床・外来管理番号は、病床・外来管理番号付与の有無を選択し、有の場合は病床機能報告又は外来機能報告で付された8桁の番号を記載すること。医療機関コードは、保険医療機関の指定の有無を選択し、有の場合は保険医療機関ごとに付された都道府県番号+点数表番号+医療機関コードの10桁の番号を記載すること。

※2 任意記載科目について記載が困難な場合は、「*」を記載すること。

職種別給与総額及びその人数に関する情報（病院）

様式1

医療法人整理番号	
法人番号	
病床・外来管理番号	
医療機関コード	

法人名								
病院名				役員数(人)			職員数(人)	
病院所在地	都道府県		市区町村		町域		二次医療圏	

期間（自 _____ 至 _____）

「病床機能報告」報告の有無		①常勤職員と非常勤職員を区分できる場合						②常勤職員と非常勤職員を区分できない場合			
職 種		常 勤 職 員			非 常 勤 職 員			給 与 総 額			人 数 (人)
		給 与 総 額		人 数 (人)	給 与 総 額	人 数 (人)	給料と賞与を区分できる場合		給料と賞与を区分できない場合		
		給 料	賞 与				給 料	賞 与			
01	医師※										
02	歯科医師※										
03	薬剤師※										
04	看護職員	0	0	0	0.0	0	0.0			0	0.0
04-01	保健師										
04-02	助産師※										
04-03	看護師※										
04-04	准看護師※										
05	その他の医療技術者等	0	0	0	0.0	0	0.0			0	0.0
05-01	診療放射線技師※										
05-02	臨床工学技士※										
05-03	臨床検査技師※										
05-04	リハビリスタッフ	0	0	0	0.0	0	0.0			0	0.0
05-04-1	理学療法士※										
05-04-2	作業療法士※										
05-04-3	視能訓練士										
05-04-4	言語聴覚士※										
05-05	歯科衛生士										
05-06	歯科技工士										
05-07	栄養士等	0	0	0	0.0	0	0.0			0	0.0
05-07-1	管理栄養士※										
05-07-2	栄養士										
05-07-3	調理師										
05-08	社会福祉士										
05-09	精神保健福祉士										
05-10	保育士										
05-11	看護補助者※										
05-12	事務職員	0	0	0	0.0	0	0.0			0	0.0
05-12-1	事務(総務、人事、財務、医事等)担当職員										
05-12-2	医師事務作業補助者										
05-12-3	診療情報管理士										
05-13	その他の職員										

常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、左欄①に記載すること。右欄②に記載すること。

- ※1 給与総額の対象期間は直近1月1日から12月31日までとする。これによりがたい場合は、会計年度とする。
- ※2 常勤職員と非常勤職員を区分できる場合は、左欄①に記載すること。常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、右欄②に記載すること。①の場合、非常勤職員は給料と賞与をまとめて給与総額に記載すること。
- ※3 給料と賞与を区分できる場合は「給料と賞与を区分できる場合」に記載すること。年俸制を採用、事務処理上の理由等から、給料と賞与を区分できない場合は、「給料と賞与を区分できない場合」に記載すること。
- ※4 給料には、対象期間に職員に支給した給料の職種区分毎の総額を記載すること。なお、給料には扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給した全てのものが含まれる。
- ※5 賞与には、対象期間に職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記載すること。
- ※6 人数は給与総額の対象期間における7月1日時点の人数とし、非常勤職員は常勤換算（※小数点第一位まで（小数点第二位を四捨五入））して記載すること。職種末尾の「※」は病床機能報告報告職種を示す。病床機能報告で報告している職種の人数の記載は、省略することができる。ただし、病床機能報告では派遣労働者を含むこととしており、当該病院等の病床機能報告に派遣労働者を含む場合には、その人数を除いて計上すること。
- ※7 役員については、役員報酬以外に職員として給料等を支給されている場合を除き、含まないこと。
役員が診療等に従事している場合であって、役員報酬規定等により役員報酬と給料等を明確に区分して支給している場合には、給料等のみ計上すること。
この場合、「給与総額」には雇用契約に基づいた職員の給料等を、「人数」には雇用契約に基づいた勤務時間を踏まえ常勤換算した人数を計上すること。
なお、この役員数の取扱いは病床機能報告と異なる。このため「「病床機能報告」報告の有無」で「1有（派遣を含まない）」を選択した場合に「人数」が自動で「-」となるが、病床機能報告において役員が含まれている職種は、役員を常勤換算した上で職員数と合わせた人数に置き換えて記載し直すこと。
- ※8 把握している職種は全て記載すること。記載が困難な職種には、「*」を記載すること。

経営状況に関する情報（病 院）

様式 1 - 2

医療法人整理番号	
法人番号	
病床・外来管理番号	
医療機関コード	

法人名								
病院名				役員数(人)		職員数(人)		
病院所在地	都道府県		市区町村		町域		二次医療圏	

期間（自 _____ 至 _____）

消費税の経理方式			単位：円
科 目	金 額	備 考	
01 医業収益			
01-01 入院診療収益			
01-01-1 保険診療収益（患者負担含む）		任意記載	
01-01-2 公害等診療収益		任意記載	
01-01-3 その他の診療収益	0	計算式あり	
01-02 室料差額収益			
01-03 外来診療収益			
01-03-1 保険診療収益（患者負担含む）		任意記載	
01-03-2 公害等診療収益		任意記載	
01-03-3 その他の診療収益	0	計算式あり	
01-04 その他の医業収益	0	計算式あり	
01-04-1 うち保健予防活動収益		任意記載	
01-04-2 うち運営費補助金収益			
02 医業費用			
02-01 材料費			
02-01-1 医薬品費		任意記載	
02-01-2 診療材料費、医療消耗器具備品費		任意記載	
02-01-3 給食用材料費		任意記載	
02-02 給与費			
02-(02)（うち消費税課税対象費用）			
02-02-1 役員報酬		任意記載	
02-02-2 給料		任意記載	
02-02-3 賞与		任意記載	
02-02-4 賞与引当金繰入額		任意記載	
02-02-5 退職給付費用		任意記載	
02-02-6 法定福利費		任意記載	
02-03 委託費			
02-03-1 うち給食委託費		任意記載	
02-04 設備関係費			
02-(04)（うち消費税課税対象費用）			
02-04-1 うち減価償却費		任意記載	
02-04-2 うち器機賃借料		任意記載	
02-05 研究研修費			
02-(05)（うち消費税課税対象費用）			
02-06 経費			
02-(06)（うち消費税課税対象費用）			
02-06-1 うち水道光熱費		任意記載	
02-07 控除対象外消費税等負担額			
02-08 本部費配賦額			
03 医業利益（又は医業損失）	0	計算式あり	
04 医業外収益			
04-01 うち受取利息及び配当金		任意記載	
04-02 うち運営費補助金収益			
04-03 うち施設設備補助金収益			
05 医業外費用			
05-01 うち支払利息		任意記載	
06 経常利益（又は経常損失）	0	計算式あり	
07 臨時収益			
07-01 うち運営費補助金収益			
07-02 うち施設設備補助金収益			
08 臨時費用			
09 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	0	計算式あり	
10 法人税、住民税及び事業税負担額		任意記載	
11 当期純利益（又は当期純損失）	-	計算式あり	

※1 医療法人整理番号は、医療法人ごとに付された番号を記載すること。法人番号は、国税庁により法人ごとに指定された13桁の番号を記載すること。病床・外来管理番号は、病床・外来管理番号付与の有無を選択し、有の場合は病床機能報告又は外来機能報告で付された8桁の番号を記載すること。医療機関コードは、保険医療機関の指定の有無を選択し、有の場合は保険医療機関ごとに付された都道府県番号+点数表番号+医療機関コードの10桁の番号を記載すること。

※2 任意記載科目について記載が困難な場合は、「*」を記載すること。

職種別給与総額及びその人数に関する情報（病院）

様式1-2

医療法人整理番号	
法人番号	
病床・外来管理番号	
医療機関コード	

法人名				
病院名			役員数(人)	職員数(人)
病院所在地	都道府県	市区町村	町域	二次医療圏

期間（自 _____ 至 _____）

「病床機能報告」報告の有無		①常勤職員と非常勤職員を区分できる場合						②常勤職員と非常勤職員を区分できない場合			
職 種	種	常 勤 職 員			非 常 勤 職 員			給 与 総 額			人 数 (人)
		給 与 総 額			人 数 (人)	給 与 総 額	人 数 (人)	給料と賞与を区分できる場合		給料と賞与を区分できない場合	
		給料	賞与	給 料				賞 与			
									給料	賞与	
01	医師※										
02	歯科医師※										
03	薬剤師※										
04	看護職員	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0
04-01	保健師										
04-02	助産師※										
04-03	看護師※										
04-04	准看護師※										
05	その他の医療技術者等	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0
05-01	診療放射線技師※										
05-02	臨床工学技士※										
05-03	臨床検査技師※										
05-04	リハビリスタッフ	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0
05-04-1	理学療法士※										
05-04-2	作業療法士※										
05-04-3	視能訓練士										
05-04-4	言語聴覚士※										
05-05	歯科衛生士										
05-06	歯科技工士										
05-07	栄養士等	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0
05-07-1	管理栄養士※										
05-07-2	栄養士										
05-07-3	調理師										
05-08	社会福祉士										
05-09	精神保健福祉士										
05-10	保育士										
05-11	看護補助者※										
05-12	事務職員	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0
05-12-1	事務(総務、人事、財務、医事等)担当職員										
05-12-2	医師事務作業補助者										
05-12-3	診療情報管理士										
05-13	その他の職員										

常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、左欄①に記載すること。右欄②に記載すること。

- ※1 給与総額の対象期間は直近1月1日から12月31日までとする。これによりがたい場合は、会計年度とする。
- ※2 常勤職員と非常勤職員を区分できる場合は、左欄①に記載すること。常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、右欄②に記載すること。①の場合、非常勤職員は給料と賞与をまとめて給与総額に記載すること。
- ※3 給料と賞与を区分できる場合は「給料と賞与を区分できる場合」に記載すること。年俸制を採用、事務処理上の理由等から、給料と賞与を区分できない場合は、「給料と賞与を区分できない場合」に記載すること。
- ※4 給料には、対象期間に職員に支給した給料の職種区分毎の総額を記載すること。なお、給料には扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給した全てのものが含まれる。
- ※5 賞与には、対象期間に職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記載すること。
- ※6 人数は給与総額の対象期間における7月1日時点の人数とし、非常勤職員は常勤換算（※小数点第一位まで（小数点第二位を四捨五入））して記載すること。職種末尾の「※」は病床機能報告報告職種を示す。病床機能報告で報告している職種の人数の記載は、省略することができる。ただし、病床機能報告では派遣労働者を含むこととしており、当該病院等の病床機能報告に派遣労働者を含む場合には、その人数を除いて計上すること。
- ※7 役員については、役員報酬以外に職員として給料等を支給されている場合を除き、含まないこと。
役員が診療等に従事している場合であって、役員報酬規定等により役員報酬と給料等を明確に区分して支給している場合には、給料等のみ計上すること。
この場合、「給与総額」には雇用契約に基づいた職員の給料等を、「人数」には雇用契約に基づいた勤務時間を踏まえ常勤換算した人数を計上すること。
なお、この役員数の取扱いは病床機能報告と異なる。このため「「病床機能報告」報告の有無」で「1有（派遣を含まない）」を選択した場合に「人数」が自動で「-」となるが、病床機能報告において役員が含まれている職種は、役員を常勤換算した上で職員数と合わせた人数に置き換えて記載し直すこと。
- ※8 把握している職種は全て記載すること。記載が困難な職種には、「*」を記載すること。

経営状況に関する情報（診療所）

様式2

医療法人整理番号	
法人番号	
病床・外来管理番号	
医療機関コード	

法人名					
診療所名					
診療所所在地	都道府県	市区町村	町域	職員数(人)	二次医療圏

期間（自 至 ）

消費税の経理方式	主たる診療科	金額	備考
科 目		金額	備考
01	医業収益		
01-01	入院診療収益		
01-01-1	保険診療収益（患者負担含む）		任意記載
01-01-2	公害等診療収益		任意記載
01-01-3	室料差額収益		任意記載
01-01-4	その他の診療収益	0	計算式あり
01-02	外来診療収益		
01-02-1	保険診療収益（患者負担含む）		任意記載
01-02-2	公害等診療収益		任意記載
01-02-3	その他の診療収益	0	計算式あり
01-03	その他の医業収益	0	計算式あり
01-03-1	うち保健予防活動収益		任意記載
01-03-2	うち運営費補助金収益		
02	医業費用		
02-01	材料費	0	計算式あり
02-01-1	医薬品費		
02-01-2	診療材料費、医療消耗器具備品費		
02-01-3	給食用材料費		
02-02	給与費	0	計算式あり
02-(02)	（うち消費税課税対象費用）		
02-02-1	役員報酬		
02-02-2	給料		
02-02-3	賞与		
02-02-4	賞与引当金繰入額		
02-02-5	退職給付費用		
02-02-6	法定福利費		
02-03	委託費		
02-03-1	うち給食委託費		任意記載
02-04	減価償却費		
02-05	器機賃借料		
02-06	その他の医業費用	0	計算式あり
02-(06)	（うち消費税課税対象費用）		
02-06-1	うち水道光熱費		
02-06-2	うち控除対象外消費税等負担額		
02-06-3	うち本部費配賦額		任意記載
03	医業利益（又は医業損失）	0	計算式あり
04	医業外収益		
04-01	うち受取利息及び配当金		任意記載
04-02	うち運営費補助金収益		
04-03	うち施設設備補助金収益		
05	医業外費用		
05-01	うち支払利息		任意記載
06	経常利益（又は経常損失）	0	計算式あり
07	臨時収益		任意記載
07-01	うち運営費補助金収益		
07-02	うち施設設備補助金収益		
08	臨時費用		任意記載
09	税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		
10	法人税、住民税及び事業税負担額		任意記載
11	当期純利益（又は当期純損失）	-	計算式あり

単位：円

※1 医療法人整理番号は、医療法人ごとに付された番号を記載すること。法人番号は、国税庁により法人ごとに指定された13桁の番号を記載すること。病床・外来管理番号は、病床・外来管理番号付与の有無を選択し、有の場合は病床機能報告又は外来機能報告で付された8桁の番号を記載すること。医療機関コードは、保険医療機関の指定の有無を選択し、有の場合は保険医療機関ごとに付された都道府県番号+点数表番号+医療機関コードの10桁の番号を記載すること。

※2 任意記載科目について記載が困難な場合は、「*」を記載すること。

職種別給与総額及びその人数に関する情報（診療所）

様式2

医療法人整理番号	
法人番号	
病床・外来管理番号	
医療機関コード	

法人名				
診療所名			役員数(人)	職員数(人)
診療所所在地	都道府県	市区町村	町域	二次医療圏

期間（自 _____ 至 _____）

「病床機能報告」報告の有無		①常勤職員と非常勤職員を区分できる場合						②常勤職員と非常勤職員を区分できない場合				
職 種	給 料	給 与 総 額		人 数 (人)	給 与 総 額		給 与 総 額		人 数 (人)			
		給 料	賞 与		給 料	賞 与	給 料	賞 与				
		給料と賞与を区分できる場合		給料と賞与を区分できない場合		給料と賞与を区分できる場合		給料と賞与を区分できない場合				
01	医師※											
02	歯科医師※											
03	薬剤師※											
04	看護職員	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0
04-01	保健師											
04-02	助産師※											
04-03	看護師※											
04-04	准看護師※											
05	その他の医療技術者等	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0
05-01	診療放射線技師※											
05-02	臨床工学技士※											
05-03	臨床検査技師※											
05-04	リハビリスタッフ	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0
05-04-1	理学療法士※											
05-04-2	作業療法士※											
05-04-3	視能訓練士											
05-04-4	言語聴覚士※											
05-05	歯科衛生士											
05-06	歯科技工士											
05-07	栄養士等	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0
05-07-1	管理栄養士※											
05-07-2	栄養士											
05-07-3	調理師											
05-08	社会福祉士											
05-09	精神保健福祉士											
05-10	保育士											
05-11	看護補助者※											
05-12	事務職員	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0
05-12-1	事務（総務、人事、財務、医事等）担当職員											
05-12-2	医師事務作業補助者											
05-12-3	診療情報管理士											
05-13	その他の職員											

常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、左欄①に記載すること。右欄②に記載すること。

※1 給与総額の対象期間は直近1月1日から12月31日までとする。これによりがたい場合は、会計年度とする。
 ※2 常勤職員と非常勤職員を区分できる場合は、左欄①に記載すること。常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、右欄②に記載すること。①の場合、非常勤職員は給料と賞与をまとめて給与総額に記載すること。
 ※3 給料と賞与を区分できる場合は「給料と賞与を区分できる場合」に記載すること。年俸制を採用、事務処理上の理由等から、給料と賞与を区分できない場合は、「給料と賞与を区分できない場合」に記載すること。
 ※4 給料には、対象期間に職員に支給した給料の職種区分毎の総額を記載すること。なお、給料には扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給した全てのものが含まれる。
 ※5 賞与には、対象期間に職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記載すること。
 ※6 人数は給与総額の対象期間における7月1日時点の人数とし、非常勤職員は常勤換算（※小数点第一位まで（小数点第二位を四捨五入））して記載すること。職種末尾の「※」は病床機能報告報告職種を示す。病床機能報告で報告している職種の人数の記載は、省略することができる。ただし、病床機能報告では派遣労働者を含むこととしており、当該病院等の病床機能報告に派遣労働者を含む場合には、その人数を除いて計上すること。
 ※7 役員については、役員報酬以外に職員として給料等を支給されている場合を除き、含まないこと。
 役員が診療等に従事している場合であって、役員報酬規定等により役員報酬と給料等を明確に区分して支給している場合には、給料等のみ計上すること。
 この場合、「給与総額」には雇用契約に基づいた職員の給料等を、「人数」には雇用契約に基づいた勤務時間を踏まえ常勤換算した人数を計上すること。
 なお、この役員数の取扱いは病床機能報告と異なる。このため「「病床機能報告」報告の有無」で「1有（派遣を含まない）」を選択した場合に「人数」が自動で「-」となるが、病床機能報告において役員が含まれている職種は、役員を常勤換算した上で職員数と合わせた人数に置き換えて記載し直すこと。
 ※8 把握している職種は全て記載すること。記載が困難な職種には、「*」を記載すること。

経営状況に関する情報（診療所）

様式2-2

医療法人整理番号	
法人番号	
病床・外来管理番号	
医療機関コード	

法人名	
診療所名	
診療所所在地	都道府県 市区町村 町域
役員数(人)	
職員数(人)	
二次医療圏	

期間（自 至 ）

消費税の経理方式	主たる診療科	金額	備考
科 目			
01	医業収益		
01-01	入院診療収益		
01-01-1	保険診療収益（患者負担含む）		任意記載
01-01-2	公害等診療収益		任意記載
01-01-3	室料差額収益		任意記載
01-01-4	その他の診療収益	0	計算式あり
01-02	外来診療収益		
01-02-1	保険診療収益（患者負担含む）		任意記載
01-02-2	公害等診療収益		任意記載
01-02-3	その他の診療収益	0	計算式あり
01-03	その他の医業収益	0	計算式あり
01-03-1	うち保健予防活動収益		任意記載
01-03-2	うち運営費補助金収益		
02	医業費用		
02-01	材料費		
02-01-1	医薬品費		任意記載
02-01-2	診療材料費、医療消耗器具備品費		任意記載
02-01-3	給食用材料費		任意記載
02-02	給与費		
02-(02)	（うち消費税課税対象費用）		
02-02-1	役員報酬		任意記載
02-02-2	給料		任意記載
02-02-3	賞与		任意記載
02-02-4	賞与引当金繰入額		任意記載
02-02-5	退職給付費用		任意記載
02-02-6	法定福利費		任意記載
02-03	委託費		
02-03-1	うち給食委託費		任意記載
02-04	減価償却費		
02-05	器機賃借料		
02-06	その他の医業費用	0	計算式あり
02-(06)	（うち消費税課税対象費用）		
02-06-1	うち水道光熱費		任意記載
02-06-2	うち控除対象外消費税等負担額		任意記載
02-06-3	うち本部費配賦額		任意記載
03	医業利益（又は医業損失）	0	計算式あり
04	医業外収益		
04-01	うち受取利息及び配当金		任意記載
04-02	うち運営費補助金収益		
04-03	うち施設設備補助金収益		
05	医業外費用		
05-01	うち支払利息		任意記載
06	経常利益（又は経常損失）	0	計算式あり
07	臨時収益		任意記載
07-01	うち運営費補助金収益		
07-02	うち施設設備補助金収益		
08	臨時費用		任意記載
09	税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		
10	法人税、住民税及び事業税負担額		任意記載
11	当期純利益（又は当期純損失）	-	計算式あり

単位：円

※1 医療法人整理番号は、医療法人ごとに付された番号を記載すること。法人番号は、国税庁により法人ごとに指定された13桁の番号を記載すること。病床・外来管理番号は、病床・外来管理番号付与の有無を選択し、有の場合は病床機能報告又は外来機能報告で付された8桁の番号を記載すること。医療機関コードは、保険医療機関の指定の有無を選択し、有の場合は保険医療機関ごとに付された都道府県番号+点数表番号+医療機関コードの10桁の番号を記載すること。

※2 任意記載科目について記載が困難な場合は、「*」を記載すること。

職種別給与総額及びその人数に関する情報（診療所）

様式 2 - 2

医療法人整理番号	
法人番号	
病床・外来管理番号	
医療機関コード	

法人名				
診療所名			役員数(人)	職員数(人)
診療所所在地	都道府県	市区町村	町域	二次医療圏

期間（自 _____ 至 _____）

「病床機能報告」報告の有無		①常勤職員と非常勤職員を区分できる場合						②常勤職員と非常勤職員を区分できない場合				
職 種	給 料	給 与 総 額		人 数 (人)	給 与 総 額		給 与 総 額		人 数 (人)			
		給 料	賞 与		給 料	賞 与	給 料	賞 与				
		給料と賞与を区分できる場合		給料と賞与を区分できない場合		給料と賞与を区分できる場合		給料と賞与を区分できない場合				
01	医師※											
02	歯科医師※											
03	薬剤師※											
04	看護職員	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0
04-01	保健師											
04-02	助産師※											
04-03	看護師※											
04-04	准看護師※											
05	その他の医療技術者等	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0
05-01	診療放射線技師※											
05-02	臨床工学技士※											
05-03	臨床検査技師※											
05-04	リハビリスタッフ	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0
05-04-1	理学療法士※											
05-04-2	作業療法士※											
05-04-3	視能訓練士											
05-04-4	言語聴覚士※											
05-05	歯科衛生士											
05-06	歯科技工士											
05-07	栄養士等	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0
05-07-1	管理栄養士※											
05-07-2	栄養士											
05-07-3	調理師											
05-08	社会福祉士											
05-09	精神保健福祉士											
05-10	保育士											
05-11	看護補助者※											
05-12	事務職員	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0
05-12-1	事務（総務、人事、財務、医事等）担当職員											
05-12-2	医師事務作業補助者											
05-12-3	診療情報管理士											
05-13	その他の職員											

常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、左欄①に記載すること。右欄②に記載すること。

- ※1 給与総額の対象期間は直近1月1日から12月31日までとする。これによりがたい場合は、会計年度とする。
- ※2 常勤職員と非常勤職員を区分できる場合は、左欄①に記載すること。常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、右欄②に記載すること。①の場合、非常勤職員は給料と賞与をまとめて給与総額に記載すること。
- ※3 給料と賞与を区分できる場合は「給料と賞与を区分できる場合」に記載すること。年俸制を採用、事務処理上の理由等から、給料と賞与を区分できない場合は、「給料と賞与を区分できない場合」に記載すること。
- ※4 給料には、対象期間に職員に支給した給料の職種区分毎の総額を記載すること。なお、給料には扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給した全てのものが含まれる。
- ※5 賞与には、対象期間に職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記載すること。
- ※6 人数は給与総額の対象期間における7月1日時点の人数とし、非常勤職員は常勤換算（※小数点第一位まで（小数点第二位を四捨五入））して記載すること。職種末尾の「※」は病床機能報告報告職種を示す。病床機能報告で報告している職種の人数の記載は、省略することができる。ただし、病床機能報告では派遣労働者を含むこととしており、当該病院等の病床機能報告に派遣労働者を含む場合には、その人数を除いて計上すること。
- ※7 役員については、役員報酬以外に職員として給料等を支給されている場合を除き、含まないこと。
役員が診療等に従事している場合であって、役員報酬規定等により役員報酬と給料等を明確に区分して支給している場合には、給料等のみ計上すること。
この場合、「給与総額」には雇用契約に基づいた職員の給料等を、「人数」には雇用契約に基づいた勤務時間を踏まえ常勤換算した人数を計上すること。
なお、この役員数の取扱いは病床機能報告と異なる。このため「「病床機能報告」報告の有無」で「1有（派遣を含まない）」を選択した場合に「人数」が自動で「-」となるが、病床機能報告において役員が含まれている職種は、役員を常勤換算した上で職員数と合わせた人数に置き換えて記載し直すこと。
- ※8 把握している職種は全て記載すること。記載が困難な職種には、「*」を記載すること。

都道府県知事 殿

主たる事務所の所在地

医療法人

理事長

医療法人の経営情報等「報告対象外医療法人」報告書

標記について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条第1項の規定による社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用しているため、医療法（昭和23年法律第205号）第69条の2第2項に基づく報告の対象外であることを報告します。

記

医療法人整理番号						
法人番号						
病床・外来管理番号						
医療機関コード						
法人名						
病院・診療所名						
病院・診療所所在地	都道府県		市区町村		町域	
会計期間	自			至		

以上

科目	内容
医業収益	医業に係る収益
入院診療収益	入院患者の診療、療養に係る収益（医療保険、施設介護及び短期入所療養介護の介護保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等）
保険診療収益 （患者負担含む）	入院患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、施設介護及び短期入所療養介護の介護保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額
公害等診療収益	入院患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額
その他の診療収益	自費診療、特別メニューの食事などの金額
室料差額収益	入院患者の医療に係る収益で、特別室の特別料金徴収額
外来診療収益	外来（往診を含む）患者の診療、療養に係る収益（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等）
保険診療収益 （患者負担含む）	外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額
公害等診療収益	外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの合計額
その他の診療収益	自費診療、特別メニューの食事などの金額
その他の医業収益	保健予防活動収益、受託検査・施設利用収益、文書料等上記に属さない医業収益（施設介護及び短期入所療養介護以外の訪問看護、通所リハビリテーションなどの介護報酬、保険等査定減を含む。）
保健予防活動収益	各種の健康診断、人間ドック、予防接種、妊産婦保健指導等保健予防活動に係る収益
運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業収益として計上したもの）
医業費用	医業に係る費用
材料費	材料に係る費用
医薬品費	（ア）投薬用薬品の費消額 （イ）注射用薬品（血液、プラズマを含む）の費消額 （ウ）外用薬、検査用試薬、造影剤など前記の項目に属さない薬品の費消額

科目	内容
診療材料費・	カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフィルム、など1回ごとに消費する診療材料の費消額
医療消耗器具備品費	診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具及び放射性同位元素のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または1年内に消費するもの
給食用材料費	患者給食のために使用した食品の費消額（給食委託費に包含している場合は「－」と記載）
給与費	給与に係る費用
役員報酬	病院で直接業務に従事する役員に対する報酬
給料	病院で直接業務に従事する職員に対する給料、手当
賞与	病院で直接業務に従事する職員に対する確定済賞与のうち、当該会計期間に係る部分の金額
賞与引当金繰入額	病院で直接業務に従事する職員に対する翌会計期間に確定する賞与の当該会計期間に係る部分の見積額
退職給付費用	病院で直接業務に従事する役員・職員に対する退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額
法定福利費	病院で直接業務に従事する役員・職員に対する健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法、各種の組合法などの法令に基づく事業主負担額
委託費	検査委託費、給食委託費、寝具委託費、医事委託費、清掃委託費、保守委託費、その他外部に委託した上記以外の業務の対価としての費用
給食委託費	外部に委託した給食業務の対価としての費用
設備関係費	減価償却費、器機賃借料、地代家賃、修繕費、固定資産税等、器機保守料、器機設備保険料、車両関係費
減価償却費	固定資産の計画的・規則的な取得原価の配分額
器機賃借料	固定資産に計上を要しない器機等のリース、レンタル料
研究研修費	研究費、研修費
経費	福利厚生費、旅費交通費、職員被服費、通信費、広告宣伝費、消耗品費、消耗器具備品費、会議費、水道光熱費、保険料、交際費、諸会費、租税公課、医業貸倒損失、貸倒引当金繰入額、雑費
水道光熱費	電気、ガス、水道、重油などの費用。ただし、車両関係費に該当するものは除く。
控除対象外消費税等負担額	病院の負担に属する控除対象外の消費税及び地方消費税。ただし、資産に係る控除対象外消費税に該当するものは除く。（税込み経理の場合は記載不要）

科目	内容
本部費配賦額	本部会計を設けた場合の、一定の配賦基準で配賦された本部の費用（本部会計を設けていない場合または配賦額がない場合「－」と記載）
医業利益（又は医業損失）	医業利益（又は医業損失）
医業外収益	受取利息及び配当金、有価証券売却益、運営費補助金収益、施設設備補助金収益、患者外給食収益、その他前記の科目に属さない医業外収益
受取利息及び配当金	預貯金、公社債の利息、出資金等に係る分配金
運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業外収益として計上したもの）
施設設備補助金収益	施設設備に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業外収益として計上したもの）
医業外費用	支払利息、有価証券売却損、患者外給食用材料費、診療費減免額、医業外貸倒損失、貸倒引当金医業外繰入額、その他前記の科目に属さない医業外費用
支払利息	長期借入金、短期借入金の支払利息
経常利益（又は経常損失）	経常利益（又は経常損失）
臨時収益	固定資産売却益、その他の臨時収益
運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において特別利益として計上したもの）
施設設備補助金収益	施設設備に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において特別利益として計上したもの）
臨時費用	固定資産売却損、固定資産除却損、資産に係る控除対象外消費税等負担額、災害損失、その他前記以外の臨時的に発生した費用
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	経常利益に臨時損益を加え、これから臨時費用を控除した金額
法人税、住民税及び事業税負担額	法人税、住民税及び事業税のうち、当該会計年度の病院の負担に属するものとして計算された金額
当期純利益（又は当期純損失）	当期純利益（又は当期純損失）

科目	内容
医業収益	医業に係る収益
入院診療収益	入院患者の診療、療養に係る収益（医療保険、施設介護及び短期入所療養介護の介護保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等）
保険診療収益 （患者負担含む）	入院患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、施設介護及び短期入所療養介護の介護保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額
公害等診療収益	入院患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額
室料差額収益	入院患者の医療に係る収益で、特別室の特別料金徴収額
その他の診療収益	自費診療、特別メニューの食事などの金額
外来診療収益	外来（往診を含む）患者の診療、療養に係る収益（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等）
保険診療収益 （患者負担含む）	外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額
公害等診療収益	外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの合計額
その他の診療収益	自費診療、特別メニューの食事などの金額
その他の医業収益	保健予防活動収益、受託検査・施設利用収益、文書料等上記に属さない医業収益（施設介護及び短期入所療養介護以外の訪問看護、通所リハビリテーションなどの介護報酬、保険等査定減を含む。）
保健予防活動収益	各種の健康診断、人間ドック、予防接種、妊産婦保健指導等保健予防活動に係る収益
運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業収益として計上したもの）
医業費用	医業に係る費用
材料費	材料に係る費用
医薬品費	（ア）投薬用薬品の費消額 （イ）注射用薬品（血液、プラズマを含む）の費消額 （ウ）外用薬、検査用試薬、造影剤など前記の項目に属さない薬品の費消額

科目	内容
診療材料費・ 医療消耗器具備品費	カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフィルム、など1回ごとに消費する診療材料の費消額 診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具及び放射性同位元素のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または1年内に消費するもの
給食用材料費	患者給食のために使用した食品の費消額（給食委託費に包含している場合は「－」と記載）
給与費	給与に係る費用
役員報酬	診療所で直接業務に従事する役員に対する報酬
給料	診療所で直接業務に従事する職員に対する給料、手当
賞与	診療所で直接業務に従事する職員に対する確定済賞与のうち、当該会計期間に係る部分の金額
賞与引当金繰入額	診療所で直接業務に従事する職員に対する翌会計期間に確定する賞与の当該会計期間に係る部分の見積額
退職給付費用	診療所で直接業務に従事する役員・職員に対する退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額
法定福利費	診療所で直接業務に従事する役員・職員に対する健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法、各種の組合法などの法令に基づく事業主負担額
委託費	検査委託費、給食委託費、寝具委託費、医事委託費、清掃委託費、保守委託費、その他外部に委託した上記以外の業務の対価としての費用
給食委託費	外部に委託した給食業務の対価としての費用
減価償却費	固定資産の計画的・規則的な取得原価の配分額
器機賃借料	固定資産に計上を要しない器機等のリース、レンタル料
その他の医業費用	材料費、給与費、委託費、減価償却費、器機賃借料以外の医業費用 （地代家賃、修繕費、固定資産税等、器機保守料、器機設備保険料、車両関係費、研究研修費、福利厚生費、旅費交通費、職員被服費、通信費、広告宣伝費、消耗品費、消耗器具備品費、会議費、水道光熱費、保険料、交際費、諸会費、租税公課、医業貸倒損失、貸倒引当金繰入額、雑費、控除対象外消費税等負担額（税抜き経理の場合）、本部費配賦額（本部会計を設けた場合））
水道光熱費	電気、ガス、水道、重油などの費用。ただし、車両関係費に該当するものは除く。
控除対象外消費税等負担額	診療所の負担に属する控除対象外の消費税及び地方消費税。ただし、資産に係る控除対象外消費税に該当するものは除く。（税込み経理の場合は記載不要）

科目	内容
本部費配賦額	本部会計を設けた場合の、一定の配賦基準で配賦された本部の費用（本部会計を設けていない場合または配賦額がない場合「-」と記載）
医業利益（又は医業損失）	医業利益（又は医業損失）
医業外収益	受取利息及び配当金、有価証券売却益、運営費補助金収益、施設設備補助金収益、患者外給食収益、その他前記の科目に属さない医業外収益
受取利息及び配当金	預貯金、公社債の利息、出資金等に係る分配金
運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業外収益として計上したもの）
施設設備補助金収益	施設設備に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業外収益として計上したもの）
医業外費用	支払利息、有価証券売却損、患者外給食用材料費、診療費減免額、医業外貸倒損失、貸倒引当金医業外繰入額、その他前記の科目に属さない医業外費用
支払利息	長期借入金、短期借入金の支払利息
経常利益（又は経常損失）	経常利益（又は経常損失）
臨時収益	固定資産売却益、その他の臨時収益
運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において特別利益として計上したもの）
施設設備補助金収益	施設設備に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において特別利益として計上したもの）
臨時費用	固定資産売却損、固定資産除却損、資産に係る控除対象外消費税等負担額、災害損失、その他前記以外の臨時的に発生した費用
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	経常利益に臨時損益を加え、これから臨時費用を控除した金額
法人税、住民税及び事業税負担額	法人税、住民税及び事業税のうち、当該会計年度の診療所の負担に属するものとして計算された金額
当期純利益（又は当期純損失）	当期純利益（又は当期純損失）

職種	内容
医師	医師の免許を有し、身体各部の疾患・機能障害の診断・治療・手術・研究、保健指導、健康管理、臨床検査などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。
歯科医師	歯科医師の免許を有し、歯、その周囲組織及び口くう（腔）に生ずるすべての疾患についての診断・治療・予防・指導などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。
薬剤師	薬剤師の免許を有し、調剤などの、薬事に関する専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。
看護職員	保健師、助産師、看護師及び准看護師の合計数。
保健師	保健師の免許を有し、健康相談などにより、衛生思想の普及・疾病予防の指導・傷病者の療養指導・その他日常生活上必要な保健指導の仕事に従事するものをいう。
助産師	助産師の免許を有し、助産、妊婦・じょく婦・新生児の保健指導の仕事に従事するものをいう。
看護師	看護師の免許を有し、傷病者・じょく婦・新生児に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事するものをいう。
准看護師	准看護師の免許を有し、医師・歯科医師・看護師の指示を受けて、傷病者・じょく婦に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事するものをいう。
その他の医療技術者等	上記に該当しない職員の合計。
診療放射線技師	診療放射線技師の免許を有し、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線の人体照射（撮影を含む）の仕事に従事するものをいう。
臨床工学技士	臨床工学技士の免許を有し、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作及び保守点検の仕事に従事するものをいう。
臨床検査技師	臨床検査技師又は衛生検査技師の免許を有し、医師の指導監督の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査などの仕事に従事するものをいう。
リハビリスタッフ	理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士の合計数。
理学療法士	理学療法士の免許を有し、理学療法の仕事に従事するものをいう。
作業療法士	作業療法士の免許を有し、作業療法の仕事に従事するものをいう。
視能訓練士	視能訓練士の免許を有し、視能訓練の仕事に従事するものをいう。

職種		内容
	言語聴覚士	言語聴覚士の免許を有し、言語訓練の仕事に従事するものをいう。
	歯科衛生士	歯科衛生士の免許を有し、歯科医師の直接の指導の下に、歯牙及び口くう（腔）の疾患の予防処置として歯垢・歯石の除去、歯科診療の補助並びに歯科保健指導などの仕事に従事するものをいう。
	歯科技工士	歯科技工士の免許を有し、歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成、修理、又は加工する仕事に従事するものをいう。
	栄養士等	管理栄養士、栄養士及び調理師の合計。
	管理栄養士	管理栄養士の免許を有し、栄養指導、栄養相談、献立の作成・栄養価の計算・特別治療食の調理・その他これらに伴う食事相談・し（嗜）好調査・栄養摂取状況調査などの栄養指導の仕事に従事するものをいう。
	栄養士	栄養士の免許を有し、栄養指導、栄養相談、献立の作成・栄養価の計算・特別治療食の調理・その他これらに伴う食事相談・し（嗜）好調査・栄養摂取状況調査などの栄養指導の仕事に従事するものをいう。
	調理師	調理師の免許を有し、献立の作成・飲食物の調理及びそれらの補助的な仕事に従事するものをいう。
	社会福祉士	社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスの提供又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助の仕事に従事するものをいう。
	精神保健福祉士	精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け医療施設において精神障害の医療を受けている者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助の仕事に従事するものをいう。
	保育士	保育士の名称を用いて、病棟において児童の保育・保護の仕事に従事するものをいう。
	看護補助者	医療行為は行わず、医師、看護師からの指示により、専ら患者への食事・入浴などの介助などの仕事に従事するものをいう。
	事務職員	事務担当職員、医師事務作業補助者、診療情報管理士の合計。
	事務（総務、人事、財務、医事等）担当職員	主として事務（総務、人事、財務、医事等（病棟での勤務を含む））の仕事に従事するものをいう。
	医師事務作業補助者	医師の事務作業の補助の仕事に従事するものをいう。
	診療情報管理士	診療情報の管理、入院患者についての疾病統計の仕事に従事するものをいう。

職種	内容
	その他の職員 上記に該当しない職員の合計。

事 務 連 絡
令和 5 年 7 月 31 日

各都道府県衛生所管部（局）御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

「医療法人に関する情報の調査及び分析等」の取扱いについて

令和 5 年 5 月 19 日に公布された全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 31 号)により、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）が改正され、医療法人に関する情報の調査及び分析等を行う新たな制度が令和 5 年 8 月 1 日から施行されることとなりました。

また、これに伴い、医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 100 号）が公布されました。

本制度の実施に当たっては、医療法人に関する情報の調査及び分析等について（令和 5 年 7 月 31 日付医政発 0731 第 2 号）により、その趣旨及び内容について通知したところですが、法第 69 条の 2 第 2 項の規定により報告する情報の記載方法等について、別添のとおりとしますので、貴都道府県内に主たる事務所を有する医療法人に対し周知の上、ご指導いただきますようお願いいたします。

目次

第1	はじめに.....	1
第2	報告対象の医療法人及び報告先	1
	（1）報告対象の医療法人.....	1
	（2）報告先	1
第3	報告様式.....	1
第4	報告方法.....	2
第5	報告期限.....	2
第6	報告項目における基準となる期日・期間.....	2
第7	報告事項の記載方法	3
	1 病院等の基本情報	3
	（1）医療法人を表す番号.....	3
	（2）医療機関を表す番号.....	3
	（3）病院等の名称、所在地等.....	4
	2 病院等の収益及び費用の内容.....	6
	（1）収益及び費用の記載に当たっての共通の留意事項及び科目	6
	（2）収益及び費用の記載に当たっての科目ごとの留意事項	13
	3 病院等の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項.....	14
	（1）職種別の給与総額及びその人数に係る職種.....	14
	（2）職種別の給与総額及びその人数の記載に当たっての留意事項 ...	17
第8	第三者への経営情報等の記載の委託.....	21
第9	照会先	21
別表1	都道府県番号、点数表番号	22
別表2	主たる診療科.....	23
	（参考1：病院報告様式）	24
	（参考2：診療所報告様式）	28
	（参考3：「報告対象外医療法人」報告書）	32

「医療法人に関する情報の調査及び分析等」の取扱い

第1 はじめに

令和5年5月19日に公布された全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)により、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)が改正され、令和5年8月1日から医療法人が開設する病院及び診療所(以下「病院等」という。)に係る経営等の情報を収集し、データベースとして整備することとなりました(令和5年8月決算の会計年度から対象)。

本書は、法第69条の2第2項の規定により医療法人が報告する情報の記載方法等についてまとめたものです。

第2 報告対象の医療法人及び報告先

(1) 報告対象の医療法人

原則、全ての医療法人が報告対象となります。

ただし、当該報告に係る会計年度における法人税の申告において、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第67条第1項の規定による社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用して所得の金額を計算した場合(いわゆる「四段階税制」を適用した場合)には、当該会計年度に係る報告は対象外とします。なお、これに該当する医療法人は、様式3によりその旨を報告してください。

(2) 報告先

報告先は、医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事となります。

なお、複数の病院等を保有し、これらの所在地が都道府県をまたがっている場合も、報告先は、全て主たる事務所の所在地の都道府県知事(以下「都道府県知事」という。)となります。

第3 報告様式

都道府県知事への報告様式は、次のとおりです。

① 病院に係る報告事項 様式1

② 診療所に係る報告事項 様式2

なお、初回報告の経過措置(令和5年8月1日から令和6年7月31日までの間に終了する会計年度に係る報告が対象)として、一部の報告事項を省略することができます。その場合には、次の様式により報告してください。

- ③ 病院に係る報告事項 様式1-2
- ④ 診療所に係る報告事項 様式2-2

第4 報告方法

都道府県知事への報告方法は、次の①又は②のいずれかによります（厚生労働省では①の報告方法を推奨しています。）。

- ① 医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）による報告（※）

G-MISから第3の様式をダウンロードし、これに報告事項を記載した上でG-MISにアップロードすることにより報告してください。

なお、G-MISの操作手順については、別途配布するマニュアル（医療法人用、自治体用）を参照してください。

※ 初めてG-MISにより報告する際は、専用のID等が必要となります（事業報告書等の届出と共通IDです。）。

お持ちでない場合は、主たる事務所の所在する都道府県へ連絡してください。

【都道府県連絡先】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753_00006.html

- ② 郵送等による報告（プリントアウトした書面での送付）

①の報告方法ができない場合には、法第51条第1項に規定する事業報告書等（以下「事業報告書等」という。）の届出と併せて、第3に定める様式を書面で郵送等により報告してください（当該様式は、厚生労働省のホームページにも掲示しています。）。

【様式リンク先】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753_00005.html

第5 報告期限

都道府県知事への報告期限は、当該医療法人の会計年度終了後3か月以内です。期限までに報告してください。

ただし、法第51条第5項の規定により公認会計士又は監査法人の監査を受ける医療法人は、会計年度終了後4か月以内までに報告してください。

第6 報告項目における基準となる期日・期間

- ① 病院等の基本情報（役員及び職員の数並びに主たる診療科を除く。）
当該報告に係る医療法人の会計年度の最終日

- ② 役員及び職員の数

医療法人の会計年度内の12月31日を末日とする1年間にある7月1日
これによりがたい場合は、医療法人の会計年度内の7月1日

- ③ 主たる診療科
7月1日（医療法人の会計年度内の7月1日）
- ④ 病院等の収益及び費用の内容
医療法人の会計年度1年間
- ⑤ 職種別の給与総額
1月1日から12月31日までの1年間（医療法人の会計年度内の12月31日を末日とする1年間）
これによりがたい場合は④の会計年度
- ⑥ 職種別の人数
7月1日（②と同じ）

第7 報告事項の記載方法

医療法人が開設する病院等の経営等（本来業務に限る。）の情報について報告するもので、具体的には次のとおり記載します。

1 病院等の基本情報

（1）医療法人を表す番号

① 医療法人整理番号

法第44条第1項の規定による設立認可において、医療法人が都道府県知事から付された番号です。G-MISを利用して報告する医療法人では、医療法人マスタで確認が可能です。

【G-MIS】URL：<https://www.med-login.mhlw.go.jp>

（医療法人IDでログインしてください。）

② 法人番号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第1項の規定により、法人が国税庁長官から指定された13桁の番号です。

法人番号は国税庁法人番号公表サイトで確認可能です。

【国税庁法人番号公表サイト】URL：<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

（2）医療機関を表す番号

① 病床・外来管理番号

法第30条の13の病床機能報告対象病院等又は法第30条の18の2の外来機能報告対象病院等に付される番号です。

はじめに病床・外来管理番号付与の有無を選択してください。「有」を選

択した場合、右隣の欄に病床機能報告又は外来機能報告で付された8桁の番号を記載します。

G-MISを利用して報告する医療法人では、医療機関マスタで確認が可能です。

【G-MIS】URL：<https://www.med-login.mhlw.go.jp>

(医療機関IDでログインしてください。)

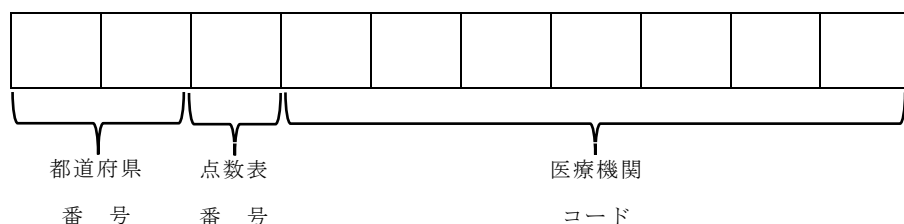
② 医療機関コード

健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第1項の規定により保険医療機関として指定された病院等に付される番号です。

はじめに保険医療機関の指定の有無を選択してください。「有」を選択した場合、右隣の枠に「都道府県番号」＋「点数表番号」（別表1参照）＋「医療機関コード」（10桁の番号）を記載してください。

なお、病院等が「医科」と「歯科」でそれぞれ医療機関コードを有している場合には、「医科」の医療機関コードを記載してください。

医療機関コードは、各地域を管轄している地方厚生（支）局のホームページで確認可能です。



【例】東京都の歯科診療所

「 1 3 3 X X X X X X X 」

< 地方厚生（支）局URL >

【北海道】URL：https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/gyomu/gyomu/hoken_kikan/code_ichiran.html

【東北】URL：https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/itiran.html

【関東信越】URL：<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/shitei.html>

【東海北陸】URL：https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/newpage_00287.html

【近畿】URL：<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/tyousa/shinkishitei.html>

【中国四国】URL：<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/chousaka/iryokikanshitei.html>

【四国】URL：https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shitei/index.html

【九州】URL：https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/gyomu/gyomu/hoken_kikan/index_00006.html

(3) 病院等の名称、所在地等

① 法人名及び病院名（診療所名）

医療法人の名称及び病院等の名称を、省略せずに記載してください。

② 役員数及び職員数

基準となる期日（7月1日時点）において、当該病院等に従事する役員
の人数又は医療法人が直接雇用し当該病院等の業務に従事する職員の人数
を記載してください。したがって、当該病院等に従事していない役員又は
職員の数人は計上しないでください。

また、非常勤職員は、常勤換算して計上してください。

なお、一人で役員報酬と、職員の給料の両方を支給されている者があ
る場合には、「役員」には実人数を、「職員」には雇用契約に基づいた勤務
時間を踏まえ常勤換算した人数を計上してください。

役員数及び職員数の記載方法の詳細については、3の「病院等の職員の
職種別人員数その他の人員に関する事項」を参考に計上してください。

③ 病院等の所在地

病院等の所在地は、当該病院等について「都道府県」、「市区町村」及び
「二次医療圏」を選択し、「町域」を記載してください。

④ 期間

経営情報に関する情報の「期間」には、報告対象の会計期間（第6の④
の期間）を記載してください。

職種別給与総額及びその人数に関する情報の「期間」には、職種別給与
総額及びその人数の報告の基準となる対象期間（第6の⑤の期間）を記載
してください。

⑤ 消費税の経理方式

消費税の経理方式については、当該医療法人において適用している経理
方式を選択してください。

1 税抜・・・消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分
して経理する方式

2 税込・・・消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分
しないで経理する方式（消費税を納めていない免税事業者は
全てこの方式となる。）

「1 税抜」を選択した場合は、それぞれの科目の「（うち消費税課税対象
費用）」も記載してください。

⑥ 主たる診療科（診療所（様式2及び様式2-2）のみ対象）

当該診療所において、基準となる期日（7月1日時点）の直近1か月分、
直近3か月分など、当該診療所の実態を適切に反映していると考えられる
期間における実績等で5割を超える患者数の診療科（※）を選択してくだ
さい。

5割を超える診療科がない場合には、左端より当該診療所において患者

数の多い順に上位3つまで診療科を選択してください。

なお、当該診療所における標ぼう診療科と一致しない場合には、実績に基づき選択してください。

※ 主たる診療科は、「別表2」から選択してください。また、「別表2」に該当する診療科がなく、読替えが可能な診療科がある場合には、読替え可能な最も近いと思われる診療科を選択してください。読替えが困難な場合は、「44. その他の診療科」を選択してください。

2 病院等の収益及び費用の内容

(1) 収益及び費用の記載に当たっての共通の留意事項及び科目

① 必須記載科目及び任意記載科目

経営状況に関する情報の様式中、備考に「任意記載」とない科目は、必須記載科目です。必須記載科目は、必ず記載してください。

同様式中、備考に「任意記載」と記載している科目は、任意記載科目です。任意記載科目は、記載が困難でなければできるだけ記載してください。任意記載科目について記載が困難な場合は、「*」を記載してください。

② 科目と会計基準

病院等の「収益及び費用」に係る各科目（※）への金額欄への記載は、③又は④により、当該医療法人が使用している勘定科目に最も近い内容の科目の金額欄に記載します。

※ 病院等の「収益及び費用」に係る科目の名称は、病院会計準則（「病院会計準則の改正について」（平成16年8月19日付け医政発第0819001号））をもとに定めています。一方、医療法人は、法令の規定によるほか、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従って行われることとされています。このため、当該医療法人の会計基準によって、勘定科目の名称と一致しない場合がありますが、科目の名称は統一します。

③ 病院の収益及び費用の科目（※は、任意記載科目）

次のとおり、対応する科目に収益及び費用の状況を記載してください。

科目	内容
医業収益	医業に係る収益
入院診療収益	入院患者の診療、療養に係る収益（医療保険、施設介護及び短期入所療養介護の介護保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等）

科目	内容
保険診療収益※ (患者負担含む)	入院患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、施設介護及び短期入所療養介護の介護保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額
公害等診療収益※	入院患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額
その他の診療収益※	自費診療、特別メニューの食事などの金額
室料差額収益	入院患者の医療に係る収益で、特別室の特別料金徴収額
外来診療収益	外来（往診を含む）患者の診療、療養に係る収益（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等）
保険診療収益※ (患者負担含む)	外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額
公害等診療収益※	外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの合計額
その他の診療収益※	自費診療、特別メニューの食事などの金額
その他の医業収益	保健予防活動収益、受託検査・施設利用収益、文書料等上記に属さない医業収益（施設介護及び短期入所療養介護以外の訪問看護、通所リハビリテーションなどの介護報酬、保険等査定減を含む。）
保健予防活動収益※	各種の健康診断、人間ドック、予防接種、妊産婦保健指導等保健予防活動に係る収益
運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業収益として計上したもの）
医業費用	医業に係る費用
材料費	材料に係る費用
医薬品費	(ア) 投薬用薬品の費消額 (イ) 注射用薬品（血液、プラズマを含む）の費消額 (ウ) 外用薬、検査用試薬、造影剤など前記の項目に属さない薬品の費消額

科目	内容
診療材料費・ 医療消耗器具備品費	カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフィルム、など1回ごとに消費する診療材料の費消額 診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具及び放射性同位元素のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または1年内に消費するもの
給食用材料費	患者給食のために使用した食品の費消額（給食委託費に包含している場合は「－」と記載）
給与費	給与に係る費用
役員報酬	病院で直接業務に従事する役員に対する報酬
給料	病院で直接業務に従事する職員に対する給料、手当
賞与	病院で直接業務に従事する職員に対する確定済賞与のうち、当該会計期間に係る部分の金額
賞与引当金繰入額	病院で直接業務に従事する職員に対する翌会計期間に確定する賞与の当該会計期間に係る部分の見積額
退職給付費用	病院で直接業務に従事する役員・職員に対する退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額
法定福利費	病院で直接業務に従事する役員・職員に対する健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法、各種の組合法などの法令に基づく事業主負担額
委託費	検査委託費、給食委託費、寝具委託費、医事委託費、清掃委託費、保守委託費、その他外部に委託した上記以外の業務の対価としての費用
給食委託費	外部に委託した給食業務の対価としての費用
設備関係費	減価償却費、器機賃借料、地代家賃、修繕費、固定資産税等、器機保守料、器機設備保険料、車両関係費
減価償却費	固定資産の計画的・規則的な取得原価の配分額
器機賃借料	固定資産に計上を要しない器機等のリース、レンタル料
研究研修費	研究費、研修費
経費	福利厚生費、旅費交通費、職員被服費、通信費、広告宣伝費、消耗品費、消耗器具備品費、会議費、水道光熱費、保険料、交際費、諸会費、租税公課、医業貸倒損失、貸倒引当金繰入額、雑費
水道光熱費	電気、ガス、水道、重油などの費用。ただし、車両関係費に該当するものは除く。

科目	内容
控除対象外消費税等負担額	病院の負担に属する控除対象外の消費税及び地方消費税。ただし、資産に係る控除対象外消費税に該当するものは除く。（税込み経理の場合は記載不要）
本部費配賦額	本部会計を設けた場合の、一定の配賦基準で配賦された本部の費用（本部会計を設けていない場合または配賦額がない場合「-」と記載）
医業利益（又は医業損失）	医業利益（又は医業損失）
医業外収益	受取利息及び配当金、有価証券売却益、運営費補助金収益、施設設備補助金収益、患者外給食収益、その他前記の科目に属さない医業外収益
受取利息及び配当金※	預貯金、公社債の利息、出資金等に係る分配金
運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業外収益として計上したもの）
施設設備補助金収益	施設設備に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業外収益として計上したもの）
医業外費用	支払利息、有価証券売却損、患者外給食用材料費、診療費減免額、医業外貸倒損失、貸倒引当金、医業外繰入額、その他前記の科目に属さない医業外費用
支払利息※	長期借入金、短期借入金の支払利息
経常利益（又は経常損失）	経常利益（又は経常損失）
臨時収益	固定資産売却益、その他の臨時収益
運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において特別利益として計上したもの）
施設設備補助金収益	施設設備に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において特別利益として計上したもの）
臨時費用	固定資産売却損、固定資産除却損、資産に係る控除対象外消費税等負担額、災害損失、その他前記以外の臨時的に発生した費用
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	経常利益に臨時損益を加え、これから臨時費用を控除した金額
法人税、住民税及び事業税負担額※	法人税、住民税及び事業税のうち、当該会計年度の病院の負担に属するものとして計算された金額
当期純利益（又は当期純損失）	当期純利益（又は当期純損失）

④ 診療所の収益及び費用の科目（※は、任意記載科目）

次のとおり、対応する科目に収益及び費用の状況を記載してください。

科目	内容
医業収益	医業に係る収益
入院診療収益	入院患者の診療、療養に係る収益（医療保険、施設介護及び短期入所療養介護の介護保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等）
保険診療収益※ （患者負担含む）	入院患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、施設介護及び短期入所療養介護の介護保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額
公害等診療収益※	入院患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額
室料差額収益※	入院患者の医療に係る収益で、特別室の特別料金徴収額
その他の診療収益※	自費診療、特別メニューの食事などの金額
外来診療収益	外来（往診を含む）患者の診療、療養に係る収益（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等）
保険診療収益※ （患者負担含む）	外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額
公害等診療収益※	外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの合計額
その他の診療収益※	自費診療、特別メニューの食事などの金額
その他の医業収益	保健予防活動収益、受託検査・施設利用収益、文書料等上記に属さない医業収益（施設介護及び短期入所療養介護以外の訪問看護、通所リハビリテーションなどの介護報酬、保険等査定減を含む。）
保健予防活動収益※	各種の健康診断、人間ドック、予防接種、妊産婦保健指導等保健予防活動に係る収益
運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業収益として計上したもの）
医業費用	医業に係る費用
材料費	材料に係る費用

科目	内容
医薬品費	(ア) 投薬用薬品の費消額 (イ) 注射用薬品(血液、プラズマを含む)の費消額 (ウ) 外用薬、検査用試薬、造影剤など前記の項目に属さない薬品の費消額
診療材料費・ 医療消耗器具備品費	カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフィルム、など1回ごとに消費する診療材料の費消額 診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具及び放射性同位元素のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または1年以内に消費するもの
給食用材料費	患者給食のために使用した食品の費消額(給食委託費に包含している場合は「-」と記載)
給与費	給与に係る費用
役員報酬	診療所で直接業務に従事する役員に対する報酬
給料	診療所で直接業務に従事する職員に対する給料、手当
賞与	診療所で直接業務に従事する職員に対する確定済賞与のうち、当該会計期間に係る部分の金額
賞与引当金繰入額	診療所で直接業務に従事する職員に対する翌会計期間に確定する賞与の当該会計期間に係る部分の見積額
退職給付費用	診療所で直接業務に従事する役員・職員に対する退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額
法定福利費	診療所で直接業務に従事する役員・職員に対する健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法、各種の組合法などの法令に基づく事業主負担額
委託費	検査委託費、給食委託費、寝具委託費、医事委託費、清掃委託費、保守委託費、その他外部に委託した上記以外の業務の対価としての費用
給食委託費※	外部に委託した給食業務の対価としての費用
減価償却費	固定資産の計画的・規則的な取得原価の配分額
器機賃借料	固定資産に計上を要しない器機等のリース、レンタル料
その他の医業費用	材料費、給与費、委託費、減価償却費、器機賃借料以外の医業費用(地代家賃、修繕費、固定資産税等、器機保守料、器機設備保険料、車両関係費、研究研修費、福利厚生費、旅費交通費、職員被服費、通信費、広告宣伝費、消耗品費、消耗器具備品費、会議費、水道光熱費、保険料、交際費、諸会費、租税公課、医業貸倒損失、貸倒引当金繰入額、雑費、控除対象外消費税等負担額(税抜き経理の場合)、本部費配賦額(本部会計を設けた場合))

科目	内容
水道光熱費	電気、ガス、水道、重油などの費用。ただし、車両関係費に該当するものは除く。
控除対象外消費税等負担額	診療所の負担に属する控除対象外の消費税及び地方消費税。ただし、資産に係る控除対象外消費税に該当するものは除く。（税込み経理の場合は記載不要）
本部費配賦額※	本部会計を設けた場合の、一定の配賦基準で配賦された本部の費用（本部会計を設けていない場合または配賦額がない場合「-」と記載）
医業利益（又は医業損失）	医業利益（又は医業損失）
医業外収益	受取利息及び配当金、有価証券売却益、運営費補助金収益、施設設備補助金収益、患者外給食収益、その他前記の科目に属さない医業外収益
受取利息及び配当金※	預貯金、公社債の利息、出資金等に係る分配金
運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業外収益として計上したもの）
施設設備補助金収益	施設設備に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業外収益として計上したもの）
医業外費用	支払利息、有価証券売却損、患者外給食用材料費、診療費減免額、医業外貸倒損失、貸倒引当金、医業外繰入額、その他前記の科目に属さない医業外費用
支払利息※	長期借入金、短期借入金の支払利息
経常利益（又は経常損失）	経常利益（又は経常損失）
臨時収益※	固定資産売却益、その他の臨時収益
運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において特別利益として計上したもの）
施設設備補助金収益	施設設備に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において特別利益として計上したもの）
臨時費用※	固定資産売却損、固定資産除却損、資産に係る控除対象外消費税等負担額、災害損失、その他前記以外の臨時的に発生した費用
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	経常利益に臨時損益を加え、これから臨時費用を控除した金額
法人税、住民税及び事業税負担額※	法人税、住民税及び事業税のうち、当該会計年度の診療所の負担に属するものとして計算された金額
当期純利益（又は当期純損失）	当期純利益（又は当期純損失）

(2) 収益及び費用の記載に当たっての科目ごとの留意事項

① 入院診療収益及び外来診療収益

入院診療収益又は外来診療収益は、保険診療収益、公害等診療収益又はその他の診療収益に区分（診療所においては、室料差額収益にも区分）して記載してください。

区分できない場合は、当該科目に「*」を記載してください。

② 補助金収益

当該医療法人の会計基準に基づき医業収益、医業外収益又は臨時収益のいずれかに記載してください。

③ 材料費等の内訳の計算

当該医療法人において、材料費に係る内訳として医薬品費、診療材料費・医療消耗器具備品費又は給食用材料費に区分して記載することが、これまでの会計処理上困難な場合には、按分により金額を求めることも可能です。

なお、給与費、委託費、設備関係費、経費等についても同様の取り扱いが可能です。

<按分の計算例：材料費の区分が困難な場合>

$$\text{医薬品費} = \text{材料費の総額} \times \frac{\text{直近1か月分等（※）の医薬品費}}{\text{直近1か月分等（※）の材料費}}$$

※ 直近1か月分、直近3か月分など、医薬品費の割合を適切に反映していると考えられる期間を調査して使用してください。

④ 給与費のうち消費税課税対象費用

給与費のうち消費税の課税対象は、通勤手当（※）です。通勤のために通常必要とする範囲内のものであれば、その全額が課税仕入れとして該当します。

※ 消費税法基本通達 11-2-2に基づき、事業者が使用人等に支給する通勤手当（通勤定期等の現物による支給を含む。）のうち通勤のために通常必要とする範囲内のものは、所得税法上非課税とされる金額を超えている場合であっても、その全額が課税仕入れに該当するものとして取り扱われることから、『その通勤に通常必要であると認められる部分の金額』は「課税仕入」となります。その他（通常必要でない金額）は、「不課税仕入」となり、消費税課税対象費用とはなりません。

⑤ 役員報酬

役員報酬は、当該病院等に従事する役員の報酬額を記載してください。

したがって、当該病院等以外で従事する役員の報酬額は計上しないでください。

また、退職給付費用又は法定福利費の役員分を職員分と分け、役員報酬に計上する必要はありません。

なお、役員が診療等に従事している場合であっても、役員報酬規定等により役員報酬と給料を明確に区分して支給している場合を除き、役員報酬に計上してください。

役員が同一法人の保有する複数の病院、診療所等に従事しているなど、病院等単位の役員報酬を把握していない役員がいる場合は、当該役員の従事時間、医業収益額など、当該役員の報酬額を適切に反映した按分により計上してください。

<按分の計算例>

役員Aの当該病院等分の役員報酬＝

$$\text{役員Aの役員報酬} \times \frac{\text{役員Aの当該病院等での従事時間（※）}}{\text{役員Aの総従事時間（※）}}$$

※ 当該役員の従事時間、医業収益額など、当該役員の報酬額を適切に反映していると考えられる係数を使用してください。

3 病院等の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項

(1) 職種別の給与総額及びその人数に係る職種

当該病院等における次の職種ごとの職員（※1）の給与総額及びその人数を記載してください（※2）。

※1 役員については、役員報酬以外に職員として給料等を支給されている場合を除き、含めません。

※2 把握している職種は全て記載してください。記載が困難な職種には、「*」を記載してください。

職種	内容
医師	医師の免許を有し、身体各部の疾患・機能障害の診断・治療・手術・研究、保健指導、健康管理、臨床検査などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。
歯科医師	歯科医師の免許を有し、歯、その周囲組織及び口くう（腔）に生ずるすべての疾患についての診断・治療・予防・指導などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。
薬剤師	薬剤師の免許を有し、調剤などの、薬事に関する専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

職種	内容
看護職員	保健師、助産師、看護師及び准看護師の合計数。
保健師	保健師の免許を有し、健康相談などにより、衛生思想の普及・疾病予防の指導・傷病者の療養指導・その他日常生活上必要な保健指導の仕事に従事するものをいう。
助産師	助産師の免許を有し、助産、妊婦・じょく婦・新生児の保健指導の仕事に従事するものをいう。
看護師	看護師の免許を有し、傷病者・じょく婦・新生児に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事するものをいう。
准看護師	准看護師の免許を有し、医師・歯科医師・看護師の指示を受けて、傷病者・じょく婦に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事するものをいう。
その他の医療技術者等	上記に該当しない職員の合計。
診療放射線技師	診療放射線技師の免許を有し、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線の人体照射（撮影を含む）の仕事に従事するものをいう。
臨床工学技士	臨床工学技士の免許を有し、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作及び保守点検の仕事に従事するものをいう。
臨床検査技師	臨床検査技師又は衛生検査技師の免許を有し、医師の指導監督の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査などの仕事に従事するものをいう。
リハビリスタッフ	理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士の合計数。
理学療法士	理学療法士の免許を有し、理学療法の仕事に従事するものをいう。
作業療法士	作業療法士の免許を有し、作業療法の仕事に従事するものをいう。
視能訓練士	視能訓練士の免許を有し、視能訓練の仕事に従事するものをいう。
言語聴覚士	言語聴覚士の免許を有し、言語訓練の仕事に従事するものをいう。
歯科衛生士	歯科衛生士の免許を有し、歯科医師の直接の指導の下に、歯牙及び口くう（腔）の疾患の予防処置として歯垢・歯石の除去、歯科診療の補助並びに歯科保健指導などの仕事に従事するものをいう。

職種	内容
歯科技工士	歯科技工士の免許を有し、歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成、修理、又は加工する仕事に従事するものをいう。
栄養士等	管理栄養士、栄養士及び調理師の合計。
管理栄養士	管理栄養士の免許を有し、栄養指導、栄養相談、献立の作成・栄養価の計算・特別治療食の調理・その他これらに伴う食事相談・し（嗜）好調査・栄養摂取状況調査などの栄養指導の仕事に従事するものをいう。
栄養士	栄養士の免許を有し、栄養指導、栄養相談、献立の作成・栄養価の計算・特別治療食の調理・その他これらに伴う食事相談・し（嗜）好調査・栄養摂取状況調査などの栄養指導の仕事に従事するものをいう。
調理師	調理師の免許を有し、献立の作成・飲食物の調理及びそれらの補助的な仕事に従事するものをいう。
社会福祉士	社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上的障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスの提供又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助の仕事に従事するものをいう。
精神保健福祉士	精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け医療施設において精神障害の医療を受けている者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助の仕事に従事するものをいう。
保育士	保育士の名称を用いて、病棟において児童の保育・保護の仕事に従事するものをいう。
看護補助者	医療行為は行わず、医師、看護師からの指示により、専ら患者への食事・入浴などの介助などの仕事に従事するものをいう。
事務職員	事務担当職員、医師事務作業補助者、診療情報管理士の合計。
事務（総務、人事、財務、医事等）担当職員	主として事務（総務、人事、財務、医事等（病棟での勤務を含む））の仕事に従事するものをいう。
医師事務作業補助者	医師の事務作業の補助の仕事に従事するものをいう。

職種		内容
	診療情報管理士	診療情報の管理、入院患者についての疾病統計の仕事に従事するものをいう。
	その他の職員	上記に該当しない職員の合計。

(2) 職種別の給与総額及びその人数の記載に当たっての留意事項

① 給与総額の対象期間

給与総額の対象期間は原則、直近の暦年（第6の⑤の1月1日から12月31日まで）とし、これによりがたい場合は、暦年でなく会計年度（第6の④）で記載することを可とします。

② 常勤職員及び非常勤職員の区分

常勤職員と非常勤職員を区分できる場合は、「①常勤職員と非常勤職員を区分できる場合」に記載してください。常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、「②常勤職員と非常勤職員を区分できない場合」に記載してください。①の場合、非常勤職員は給料と賞与をまとめて給与総額に記載してください。

なお、常勤職員及び非常勤職員の考え方については、⑤の「非常勤職員の常勤換算について」を参照してください。

③ 給料及び賞与の区分

給料と賞与を区分できる場合は「給料と賞与を区分できる場合」に記載してください。年俸制を採用、事務処理上の理由等から、給料と賞与を区分できない場合は、「給料と賞与を区分できない場合」に記載してください。

給料には、対象期間に職員に支給した給料の職種区分毎の総額を円単位で記載し、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など、労働の対価として職員に支給した全てのものを含めてください。

賞与には、対象期間に職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を円単位で記載してください。

なお、按分計上する者以外は、源泉徴収の額を職種ごとに区分し積み上げた金額と捉えて差し支えありません。

④ 人数の記載

人数は、有給・無給を問わず給与総額の対象期間における7月1日（第6の⑥）時点で当該病院等に雇用されている者を計上してください。

7月1日の欠勤者であっても、雇用されていれば計上してください。

また、7月1日付けの採用者は計上し、退職者は計上しないでください。

なお、病床機能報告で報告している職種の人数の記載は、省略することができます。ただし、病床機能報告では派遣労働者を含むこととしており、当該病院等の病床機能報告に派遣労働者を含む場合には、その人数を除いて計上してください（※）。

※ 様式への記載に当たっては、「病床機能報告」報告の有無」において「有（派遣を含まない）」を選ぶことによって、「人数」に「－」が表示されます。

病床機能報告を報告しているが、その人数に派遣労働者を含んでいる場合には「有（派遣を含む）」を選択し、病床機能報告で報告した人数から派遣労働者を除いた人数を記載してください。

なお、病床機能報告を報告されていない病院等においては「無」を選択し、人数を記載してください。

⑤ 非常勤職員の常勤換算

常勤職員とは、当該病院等で定められた勤務時間を全て勤務する者をいいます。ただし、当該病院等で定めた1週間の勤務時間が32時間未満の場合は、32時間以上勤務している者を常勤職員1人として計上します。

非常勤職員とは、当該病院等と雇用関係にあつて、常勤職員でない職員をいいます。当該施設の常勤職員の1週間の所定労働時間を基礎として、次の計算例のとおり常勤換算して小数点第一位まで（小数点第二位を四捨五入）を計上してください。

<計算例>

常勤職員の1週間の勤務時間が40時間の病院で、週2日（各日3時間）勤務の看護師が1人と、週3日（各日5時間）勤務の看護師が2人いる場合（所定の勤務時間数を超えて行われた時間外勤務は含みません。）

$$\text{非常勤看護師数} = \frac{(2 \text{ 日} \times 3 \text{ 時間} \times 1 \text{ 人}) + (3 \text{ 日} \times 5 \text{ 時間} \times 2 \text{ 人})}{40 \text{ 時間}} = 0.9 \text{ 人}$$

なお、非常勤職員の勤務時間を月単位で管理されている場合には、1か月の所定労働時間を用いて、1か月の勤務時間について常勤換算した人数を計上してください。

⑥ 保有している資格と従事している業務が異なる職員の計上 当該病院等で従事している業務に基づき計上してください。

⑦ 当直医を外部に委託している場合の人数の計上

当該病院等と雇用関係がある場合には、非常勤職員と同様に常勤換算した人数を計上してください。

⑧ 短時間勤務を行っている常勤職員の人数の計上
勤務時間で判断し、1週間の勤務時間が32時間未満の場合、非常勤職員と同様に常勤換算した人数を計上してください。

⑨ 長期にわたって勤務していない職員、産前・産後休暇及び育児休暇中の職員の計上

7月1日現在、当該病院等に勤務していない者で、長期にわたって勤務していない者（3か月を超える者。予定者を含めます。）は、計上しないでください。

ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）で定める産前・産後休業（産前6週間・産後8週間）並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）で定める育児休業及び介護休業を取得している者は計上してください。

休業中の者に代替者がいる場合は、代替者のみ計上してください（休業中の者は含めません。）。

休業中で代替者がいない者は、7月1日時点で所属している病院等の人数に計上しますが、法人本部の所属など特定の病院等に所属していない場合は⑩の考え方を参考に計上してください。

⑩ 職員が複数の病院、診療所等で勤務している場合の職種別給与や人数の計上

職員が同一法人の保有する複数の病院、診療所等に勤務しているなど、病院等单位の給料等又は人数を把握していない職員がいる場合は、当該職員の勤務時間、医業収益額など、当該職員の給料等又は人数を適切に反映した按分により計上してください。

<按分の計算例>

職員Aの当該病院等分の給料等又は人数＝

$$\frac{\text{職員Aの給料等}}{\text{(人数の場合は1)}} \times \frac{\text{職員Aの当該病院等での勤務時間 (※)}}{\text{職員Aの総勤務時間 (※)}}$$

※ 当該職員の勤務時間、医業収益額など、当該職員の給料等を適切に反映していると考えられる係数を使用してください。

⑪ 職員が他法人の病院等で定期的に勤務している場合の職種別給与及び人数の計上

業務として職員を他法人に派遣した病院等及び受け入れた病院等は、各々の病院等での当該職員の勤務時間、医業収益額など、当該職員の給料等を適切に反映していると考えられる係数を使用し、「給与総額」にはその者の給料等を按分で、「人数」には常勤換算した人数を計上してください。

職員が兼業で他法人の病院等に勤務している場合は、出向元の派遣病院等では給料等・人数とも特別な処理は必要ありません。

兼業で職員を受け入れた病院等での「給与総額」はその者への支給額を、「人数」は常勤換算した人数を計上してください。

	出向（労働時間内）		兼業（労働時間外）	
	給与総額	人数	給与総額	人数
出向元 （派遣病院等）	支給額を 按分計上	常勤換算 （勤務時間分 を按分計上）	特別な処理 不要 （支給額を計 上）	特別な処理 不要 （人数を計 上）
出向先 （受入病院等）	支給額を 按分計上	常勤換算 （勤務時間分 を按分計上）	特別な処理 不要 （支給額を計 上）	常勤換算 （勤務時間分 を按分計上）

⑫ 役員報酬と職員の給料等の両方を支給されている者の計上

役員については、役員報酬以外に職員として給料等を支給されている場合を除き、含めませんが、役員が診療等に従事している場合であって、役員報酬規定等により役員報酬と給料等を明確に区分して支給している場合には、給料等のみ計上してください。

この場合、「給与総額」には雇用契約に基づいた職員の給料等を、「人数」には雇用契約に基づいた勤務時間を踏まえ常勤換算した人数を計上してください。

また、役員が同一法人の保有する複数の病院、診療所等に勤務しているなど、病院等单位の給料等又は人数を把握していない役員がいる場合は、当該役員の勤務時間、医業収益額など、当該役員の給料等又は人数を適切に反映した按分により計上してください。

なお、この役員数の取扱いは病床機能報告と異なります。このため「「病床機能報告」報告の有無」で「1有（派遣を含まない）」を選択した場合、「人数」が自動で「-」となりますが、病床機能報告において役員が含まれている職種は、役員を常勤換算した上で職員数と合わせた人数に置き換えて記載し直してください。

また、役員については、「常勤職員」に計上してください（「①常勤職員と非常勤職員が区分できる場合」に記載する場合）。

<按分の計算例>

役員Aの当該病院等分の給料等＝

$$\text{役員Aの給料等} \times \frac{\text{役員Aの当該病院等での職員としての勤務時間（※）}}{\text{役員Aの職員としての総勤務時間（※）}}$$

※ 当該役員の勤務時間、医業収益額など、当該役員の給料等を適切に反映していると考えられる係数を使用してください。

第8 第三者への経営情報等の記載の委託

G-M I Sを使用して報告する場合には、経営情報等の記載を外部に委託することが可能です。この場合、G-M I Sの医療法人マスタの担当者を委託する税理士等により登録してください。

なお、G-M I Sでは、セキュリティポリシーにより患者個人の情報等の要配慮個人情報を取り扱わないこととなっていますが、G-M I Sの医療法人IDと医療機関IDを統合した場合には、事業報告書等や経営情報等のアップロード情報以外に医療機関として報告している情報も閲覧可能となるので注意してください。

第9 照会先

【厚生労働省医政局医療経営支援課】 e-mail: mcdb2023@mhlw.go.jp

別表1 都道府県番号、点数表番号

都道府県番号					
01	北海道	17	石川	33	岡山
02	青森	18	福井	34	広島
03	岩手	19	山梨	35	山口
04	宮城	20	長野	36	徳島
05	秋田	21	岐阜	37	香川
06	山形	22	静岡	38	愛媛
07	福島	23	愛知	39	高知
08	茨城	24	三重	40	福岡
09	栃木	25	滋賀	41	佐賀
10	群馬	26	京都	42	長崎
11	埼玉	27	大阪	43	熊本
12	千葉	28	兵庫	44	大分
13	東京	29	奈良	45	宮崎
14	神奈川	30	和歌山	46	鹿児島
15	新潟	31	鳥取	47	沖縄
16	富山	32	島根	—	—

点数表番号	
1	医科
3	歯科

別表2 主たる診療科

主たる診療科					
01	内科	16	外科	31	産婦人科
02	呼吸器内科	17	呼吸器外科	32	産科
03	循環器内科	18	心臓血管外科	33	婦人科
04	消化器内科 (胃腸内科)	19	乳腺外科	34	リハビリテ ーション科
05	腎臓内科	20	気管食道外科	35	放射線科
06	神経内科	21	消化器外科 (胃腸外科)	36	麻酔科
07	糖尿病内科 (代謝内科)	22	泌尿器科	37	病理診断科
08	血液内科	23	肛門外科	38	臨床検査科
09	皮膚科	24	脳神経外科	39	救急科
10	アレルギー科	25	整形外科	40	歯科
11	リウマチ科	26	形成外科	41	矯正歯科
12	感染症内科	27	美容外科	42	小児歯科
13	小児科	28	眼科	43	歯科口腔外 科
14	精神科	29	耳鼻咽喉科	44	その他の診 療科
15	心療内科	30	小児外科	—	—

(参考1：病院報告様式)

経営状況に関する情報(病院)

様式1

医療法人整理番号	
法人番号	
病床・外来管理番号	
医療機関コード	

法人名					
病院名				役員数(人)	職員数(人)
病院所在地	都道府県		市区町村	町域	二次医療圏

期間 (自 _____ 至 _____)

消費税の経理方式	科 目	金 額	備 考
01	医業収益		
01-01	入院診療収益		
01-01-1	保険診療収益(患者負担含む)		任意記載
01-01-2	公害等診療収益		任意記載
01-01-3	その他の診療収益		任意記載
01-02	室料差額収益		
01-03	外来診療収益		
01-03-1	保険診療収益(患者負担含む)		任意記載
01-03-2	公害等診療収益		任意記載
01-03-3	その他の診療収益		任意記載
01-04	その他の医業収益		
01-04-1	うち保健予防活動収益		任意記載
01-04-2	うち運営費補助金収益		
02	医業費用		
02-01	材料費		
02-01-1	医薬品費		
02-01-2	診療材料費、医療消耗器具備品費		
02-01-3	給食用材料費		
02-02	給与費		
02-(02)	(うち消費税課税対象費用)		
02-02-1	役員報酬		
02-02-2	給料		
02-02-3	賞与		
02-02-4	賞与引当金繰入額		
02-02-5	退職給付費用		
02-02-6	法定福利費		
02-03	委託費		
02-03-1	うち給食委託費		
02-04	設備関係費		
02-(04)	(うち消費税課税対象費用)		
02-04-1	うち減価償却費		
02-04-2	うち器械賃借料		
02-05	研究研修費		
02-(05)	(うち消費税課税対象費用)		
02-06	経費		
02-(06)	(うち消費税課税対象費用)		
02-06-1	うち水道光熱費		
02-07	控除対象外消費税等負担額		
02-08	本部費配賦額		
03	医業利益(又は医業損失)		
04	医業外収益		
04-01	うち受取利息及び配当金		任意記載
04-02	うち運営費補助金収益		
04-03	うち施設設備補助金収益		
05	医業外費用		
05-01	うち支払利息		任意記載
06	経常利益(又は経常損失)		
07	臨時収益		
07-01	うち運営費補助金収益		
07-02	うち施設設備補助金収益		
08	臨時費用		
09	税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)		
10	法人税、住民税及び事業税負担額		任意記載
11	当期純利益(又は当期純損失)		

単位：円

※1 医療法人整理番号は、医療法人ごとに付された番号を記載すること。法人番号は、国税庁により法人ごとに指定された13桁の番号を記載すること。病床・外来管理番号は、病床・外来管理番号付与の有無を選択し、有の場合は病床機能報告又は外来機能報告で付された8桁の番号を記載すること。医療機関コードは、保険医療機関の指定の有無を選択し、有の場合は保険医療機関ごとに付された都道府県番号+点数表番号+医療機関コードの10桁の番号を記載すること。

※2 任意記載科目について記載が困難な場合は、「*」を記載すること。

職種別給与総額及びその人数に関する情報（病院）

様式1

医療法人整理番号	
法人番号	
病床・外来管理番号	
医療機関コード	

法人名					
病院名					
病院所在地	都道府県	市区町村	町域	職員数(人)	職員数(人)
					二次医療圏

期間（自 _____ 至 _____）

単位：円

職 種	①常勤職員と非常勤職員を区分できる場合						②常勤職員と非常勤職員を区分できない場合		
	常 勤 職 員			非 常 勤 職 員			給 与 総 額		人 数 (人)
	給 与 総 額			人 数 (人)	給 与 総 額	人 数 (人)	給 料 と 賞 与 を 区 分 で き る 場 合		
	給 料	賞 与	給 料 と 賞 与 を 区 分 で き な い 場 合				給 料	賞 与	
01	医師※								
02	歯科医師※								
03	薬剤師※								
04	看護職員								
04-01	保健師								
04-02	助産師※								
04-03	看護師※								
04-04	准看護師※								
05	その他の医療技術者等								
05-01	診療放射線技師※								
05-02	臨床工学技士※								
05-03	臨床検査技師※								
05-04	リハビリスタッフ								
05-04-1	理学療法士※								
05-04-2	作業療法士※								
05-04-3	視能訓練士								
05-04-4	言語聴覚士※								
05-05	歯科衛生士								
05-06	歯科技工士								
05-07	栄養士等								
05-07-1	管理栄養士※								
05-07-2	栄養士								
05-07-3	調理師								
05-08	社会福祉士								
05-09	精神保健福祉士								
05-10	保育士								
05-11	看護補助者※								
05-12	事務職員								
05-12-1	事務（庶務、人事、計 画、医事等）担当職員								
05-12-2	医師事務作業補助者								
05-12-3	診療情報管理士								
05-13	その他の職員								

常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、左欄①に記載すること。

- ※1 給与総額の対象期間は直近1月1日から12月31日までとする。これによりがたい場合は、会計年度とする。
- ※2 常勤職員と非常勤職員を区分できる場合は、左欄①に記載すること。常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、右欄②に記載すること。①の場合、非常勤職員は給料と賞与をまとめて給与総額に記載すること。
- ※3 給料と賞与を区分できる場合は「給料と賞与を区分できる場合」に記載すること。年俸制を採用、事務処理上の理由等から、給料と賞与を区分できない場合は、「給料と賞与を区分できない場合」に記載すること。
- ※4 給料には、対象期間に職員に支給した給料の職種区分毎の総額を記載すること。なお、給料には扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給した全てのものが含まれる。
- ※5 賞与には、対象期間に職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記載すること。
- ※6 人数は給与総額の対象期間における7月1日時点の人数とし、非常勤職員は常勤換算（※小数点第一位まで（小数点第二位を四捨五入））して記載すること。職種末尾の「※」は病床機能報告報告職種を示す。病床機能報告で報告している職種の人数の記載は、省略することができる。ただし、病床機能報告では派遣労働者を含むこととしており、当該病院等の病床機能報告に派遣労働者を含む場合には、その人数を除いて計上すること。
- ※7 役員については、役員報酬以外に職員として給料等を支給されている場合を除き、含まないこと。役員が診療等に従事している場合であって、役員報酬規定等により役員報酬と給料等を明確に区分して支給している場合には、給料等のみ計上すること。この場合、「給与総額」には雇用契約に基づいた職員の給料等を、「人数」には雇用契約に基づいた勤務時間を踏まえ常勤換算した人数を計上すること。なお、この役員数の取扱いは病床機能報告と異なる。このため「病床機能報告」報告の有無で「1有（派遣を含まない）」を選択した場合に「人数」が自動で「-」となるが、病床機能報告において役員が含まれている職種は、役員を常勤換算した上で職員数と合わせた人数に置き換えて記載し直すこと。
- ※8 把握している職種は全て記載すること。記載が困難な職種には、「*」を記載すること。

経営状況に関する情報（病 院）

様式1-2

医療法人整理番号	
法人番号	
病床・外来管理番号	
医療機関コード	

法人名							
病院名				役員数(人)		職員数(人)	
病院所在地	都道府県		市区町村	町域		二次医療圏	

期間（自 _____ 至 _____）

消費税の経理方式	科 目	金 額	備 考
01	医業収益		
01-01	入院診療収益		
01-01-1	保険診療収益（患者負担含む）		任意記載
01-01-2	公害等診療収益		任意記載
01-01-3	その他の診療収益		任意記載
01-02	室料差額収益		
01-03	外来診療収益		
01-03-1	保険診療収益（患者負担含む）		任意記載
01-03-2	公害等診療収益		任意記載
01-03-3	その他の診療収益		任意記載
01-04	その他の医業収益		
01-04-1	うち保健予防活動収益		任意記載
01-04-2	うち運営費補助金収益		
02	医業費用		
02-01	材料費		
02-01-1	医薬品費		任意記載
02-01-2	診療材料費、医療消耗器具備品費		任意記載
02-01-3	給食用材料費		任意記載
02-02	給与費		
02-(02)	（うち消費税課税対象費用）		
02-02-1	役員報酬		任意記載
02-02-2	給料		任意記載
02-02-3	賞与		任意記載
02-02-4	賞与引当金繰入額		任意記載
02-02-5	退職給付費用		任意記載
02-02-6	法定福利費		任意記載
02-03	委託費		
02-03-1	うち給食委託費		任意記載
02-04	設備関係費		
02-(04)	（うち消費税課税対象費用）		
02-04-1	うち減価償却費		任意記載
02-04-2	うち器機賃借料		任意記載
02-05	研究研修費		
02-(05)	（うち消費税課税対象費用）		
02-06	経費		
02-(06)	（うち消費税課税対象費用）		
02-06-1	うち水道光熱費		任意記載
02-07	控除対象外消費税等負担額		
02-08	本部費配賦額		
03	医業利益（又は医業損失）		
04	医業外収益		
04-01	うち受取利息及び配当金		任意記載
04-02	うち運営費補助金収益		
04-03	うち施設設備補助金収益		
05	医業外費用		
05-01	うち支払利息		任意記載
06	経常利益（又は経常損失）		
07	臨時収益		
07-01	うち運営費補助金収益		
07-02	うち施設設備補助金収益		
08	臨時費用		
09	税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		
10	法人税、住民税及び事業税負担額		任意記載
11	当期純利益（又は当期純損失）		

単位：円

※1 医療法人整理番号は、医療法人ごとに付された番号を記載すること。法人番号は、国税庁により法人ごとに指定された13桁の番号を記載すること。病床・外来管理番号は、病床・外来管理番号付与の有無を選択し、有の場合は病床機能報告又は外来機能報告で付された8桁の番号を記載すること。医療機関コードは、保険医療機関の指定の有無を選択し、有の場合は保険医療機関ごとに付された都道府県番号+点数表番号+医療機関コードの10桁の番号を記載すること。

※2 任意記載科目について記載が困難な場合は、「*」を記載すること。

職種別給与総額及びその人数に関する情報（病院）

様式 1-2

医療法人整理番号	
法人番号	
病床・外来管理番号	
医療機関コード	

法人名					
病院名					
病院所在地	都道府県	市区町村	町域	職員数(人)	職員数(人)
					二次医療圏

期間（自 _____ 至 _____）

単位：円

職 種	①常勤職員と非常勤職員を区分できる場合					②常勤職員と非常勤職員を区分できない場合		
	常 勤 職 員		人 数 (人)	非 常 勤 職 員		給 与 総 額		人 数 (人)
	給 与 総 額			給 与 総 額	人 数 (人)	給 料 と 賞 与 を 区 分 できる 場 合		
	給 料	賞 与	給 料			賞 与	給 料 と 賞 与 を 区 分 できない 場 合	
01 医師※								
02 歯科医師※								
03 薬剤師※								
04 看護職員								
04-01 保健師								
04-02 助産師※								
04-03 看護師※								
04-04 准看護師※								
05 その他の医療技術者等								
05-01 診療放射線技師※								
05-02 臨床工学技士※								
05-03 臨床検査技師※								
05-04 リハビリスタッフ								
05-04-1 理学療法士※								
05-04-2 作業療法士※								
05-04-3 視能訓練士								
05-04-4 言語聴覚士※								
05-05 歯科衛生士								
05-06 歯科技工士								
05-07 栄養士等								
05-07-1 管理栄養士※								
05-07-2 栄養士								
05-07-3 調理師								
05-08 社会福祉士								
05-09 精神保健福祉士								
05-10 保育士								
05-11 看護補助者※								
05-12 事務職員								
05-12-1 事務（総務、人事、財務、医療等）担当職員								
05-12-2 医師事務作業補助者								
05-12-3 診療情報管理士								
05-13 その他の職員								

常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、左欄①に記載すること。

- ※1 給与総額の対象期間は直近1月1日から12月31日までとする。これによりがたい場合は、会計年度とする。
- ※2 常勤職員と非常勤職員を区分できる場合は、左欄①に記載すること。常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、右欄②に記載すること。①の場合、非常勤職員は給料と賞与をまとめて給与総額に記載すること。
- ※3 給料と賞与を区分できる場合は「給料と賞与を区分できる場合」に記載すること。年俸制を採用、事務処理上の理由等から、給料と賞与を区分できない場合は、「給料と賞与を区分できない場合」に記載すること。
- ※4 給料には、対象期間に職員に支給した給料の職種区分毎の総額を記載すること。なお、給料には扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給した全てのものが含まれる。
- ※5 賞与には、対象期間に職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記載すること。
- ※6 人数は給与総額の対象期間における7月1日時点の人数とし、非常勤職員は常勤換算（※小数点第一位まで（小数点第二位を四捨五入））して記載すること。職種末尾の「※」は病床機能報告報告職種を示す。病床機能報告で報告している職種の人数の記載は、省略することができる。ただし、病床機能報告では派遣労働者を含むこととしており、当該病院等の病床機能報告に派遣労働者を含む場合には、その人数を除いて計上すること。
- ※7 役員については、役員報酬以外に職員として給料等を支給されている場合を除き、含まないこと。役員が診療等に従事している場合であって、役員報酬規定等により役員報酬と給料等を明確に区分して支給している場合には、給料等のみ計上すること。この場合、「給与総額」には雇用契約に基づいた職員の給料等を、「人数」には雇用契約に基づいた勤務時間を踏まえ常勤換算した人数を計上すること。なお、この役員数の取扱いは病床機能報告と異なる。このため「病床機能報告」報告の有無で「1有（派遣を含まない）」を選択した場合に「人数」が自動で「-」となるが、病床機能報告において役員が含まれている職種は、役員を常勤換算した上で職員数と合わせた人数に置き換えて記載し直すこと。
- ※8 把握している職種は全て記載すること。記載が困難な職種には、「*」を記載すること。

(参考2：診療所報告様式)

経営状況に関する情報（診療所）

様式2

医療法人整理番号	
法人番号	
病床・外来管理番号	
医療機関コード	

法人名				
診療所名			役員数(人)	職員数(人)
診療所所在地	都道府県	市区町村	町域	二次医療圏

期間（自 _____ 至 _____）

消費税の経理方式	科 目	主たる診療科	金 額	備 考
	01 医業収益			
	01-01 入院診療収益			
	01-01-1 保険診療収益（患者負担含む）			任意記載
	01-01-2 公害等診療収益			任意記載
	01-01-3 室料差額収益			任意記載
	01-01-4 その他の診療収益			任意記載
	01-02 外来診療収益			
	01-02-1 保険診療収益（患者負担含む）			任意記載
	01-02-2 公害等診療収益			任意記載
	01-02-3 その他の診療収益			任意記載
	01-03 その他の医業収益			
	01-03-1 うち保健予防活動収益			任意記載
	01-03-2 うち運営費補助金収益			
	02 医業費用			
	02-01 材料費			
	02-01-1 医薬品費			
	02-01-2 診療材料費、医療消耗器具備品費			
	02-01-3 給食用材料費			
	02-02 給与費			
	02-(02)（うち消費税課税対象費用）			
	02-02-1 役員報酬			
	02-02-2 給料			
	02-02-3 賞与			
	02-02-4 賞与引当金繰入額			
	02-02-5 退職給付費用			
	02-02-6 法定福利費			
	02-03 委託費			
	02-03-1 うち給食委託費			任意記載
	02-04 減価償却費			
	02-05 器機賃借料			
	02-06 その他の医業費用			
	02-(06)（うち消費税課税対象費用）			
	02-06-1 うち水道光熱費			
	02-06-2 うち控除対象外消費税等負担額			
	02-06-3 うち本部費配賦額			任意記載
	03 医業利益（又は医業損失）			
	04 医業外収益			
	04-01 うち受取利息及び配当金			任意記載
	04-02 うち運営費補助金収益			
	04-03 うち施設設備補助金収益			
	05 医業外費用			
	05-01 うち支払利息			任意記載
	06 経常利益（又は経常損失）			
	07 臨時収益			
	07-01 うち運営費補助金収益			任意記載
	07-02 うち施設設備補助金収益			
	08 臨時費用			任意記載
	09 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）			
	10 法人税、住民税及び事業税負担額			任意記載
	11 当期純利益（又は当期純損失）			

※1 医療法人整理番号は、医療法人ごとに付された番号を記載すること。法人番号は、国税庁により法人ごとに指定された13桁の番号を記載すること。病床・外来管理番号は、病床・外来管理番号付与の有無を選択し、有の場合は病床機能報告又は外来機能報告で付された8桁の番号を記載すること。医療機関コードは、保険医療機関の指定の有無を選択し、有の場合は保険医療機関ごとに付された都道府県番号+点数表番号+医療機関コードの10桁の番号を記載すること。

※2 任意記載科目について記載が困難な場合は、「*」を記載すること。

職種別給与総額及びその人数に関する情報（診療所）

様式 2

医療法人整理番号	
法人番号	
病床・外来管理番号	
医療機関コード	

法人名				役員数(人)		職員数(人)	
診療所名				町域		二次医療圏	
診療所所在地	都道府県		市区町村				

期間（自） 至

「病床機能報告」報告の有無		①常勤職員と非常勤職員を区分できる場合						②常勤職員と非常勤職員を区分できない場合		
職	種	常勤職員			非常勤職員			給与総額		人数 (人)
		給与総額			人数 (人)	給与 総額	人数 (人)	給与と賞与を区分できる場合		
		給料	賞与	給料と賞与を区分できない場合				給料	賞与	
01	医師※									
02	歯科医師※									
03	薬剤師※									
04	看護職員									
04-01	保健師									
04-02	助産師※									
04-03	看護師※									
04-04	准看護師※									
05	その他の医療技術者等									
05-01	診療放射線技師※									
05-02	臨床工学技士※									
05-03	臨床検査技師※									
05-04	リハビリスタッフ									
05-04-1	理学療法士※									
05-04-2	作業療法士※									
05-04-3	視能訓練士									
05-04-4	言語聴覚士※									
05-05	歯科衛生士									
05-06	歯科技工士									
05-07	栄養士等									
05-07-1	管理栄養士※									
05-07-2	栄養士									
05-07-3	調理師									
05-08	社会福祉士									
05-09	精神保健福祉士									
05-10	保育士									
05-11	看護補助者※									
05-12	事務職員									
05-12-1	事務（総務、人事、計 画、医療等）担当職員									
05-12-2	医師事務作業補助者									
05-12-3	診療情報管理士									
05-13	その他の職員									

常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、左欄①に記載すること。

- ※1 給与総額の対象期間は直近1月1日から12月31日までとする。これによりがたい場合は、会計年度とする。
- ※2 常勤職員と非常勤職員を区分できる場合は、左欄①に記載すること。常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、右欄②に記載すること。①の場合、非常勤職員は給料と賞与をまとめて給与総額に記載すること。
- ※3 給料と賞与を区分できる場合は「給料と賞与を区分できる場合」に記載すること。年俸制を採用、事務処理上の理由等から、給料と賞与を区分できない場合は、「給料と賞与を区分できない場合」に記載すること。
- ※4 給料には、対象期間に職員に支給した給料の職種区分毎の総額を記載すること。なお、給料には扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給した全てのものが含まれる。
- ※5 賞与には、対象期間に職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記載すること。
- ※6 人数は給与総額の対象期間における7月1日時点の人数とし、非常勤職員は常勤換算（※小数点第一位まで（小数点第二位を四捨五入））して記載すること。職種末尾の「※」は病床機能報告報告職種を示す。病床機能報告で報告している職種の人数の記載は、省略することができる。ただし、病床機能報告では派遣労働者を含むこととしており、当該病院等の病床機能報告に派遣労働者を含む場合には、その人数を除いて計上すること。
- ※7 役員については、役員報酬以外に職員として給料等を支給されている場合を除き、含まないこと。
役員が診療等に従事している場合であって、役員報酬規定等により役員報酬と給料等を明確に区分して支給している場合には、給料等のみ計上すること。この場合、「給与総額」には雇用契約に基づいた職員の給料等を、「人数」には雇用契約に基づいた勤務時間を踏まえ常勤換算した人数を計上すること。
なお、この役員数の取扱いは病床機能報告と異なる。このため「「病床機能報告」報告の有無」で「1有（派遣を含まない）」を選択した場合に「人数」が自動で「-」となるが、病床機能報告において役員が含まれている職種は、役員を常勤換算した上で職員数と合わせた人数に置き換えて記載し直すこと。
- ※8 把握している職種は全て記載すること。記載が困難な職種には、「*」を記載すること。

経営状況に関する情報（診療所）

様式2-2

医療法人整理番号	
法人番号	
病床・外来管理番号	
医療機関コード	

法人名					
診療所名				役員数(人)	職員数(人)
診療所所在地	都道府県	市区町村	町域	二次医療圏	

期間（自 至 ）

消費税の経理方式	主たる診療科	金額	備考
科	目		
01	医業収益		
01-01	入院診療収益		
01-01-1	保険診療収益（患者負担含む）		任意記載
01-01-2	公害等診療収益		任意記載
01-01-3	室料差額収益		任意記載
01-01-4	その他の診療収益		任意記載
01-02	外来診療収益		
01-02-1	保険診療収益（患者負担含む）		任意記載
01-02-2	公害等診療収益		任意記載
01-02-3	その他の診療収益		任意記載
01-03	その他の医業収益		
01-03-1	うち保健予防活動収益		任意記載
01-03-2	うち運営費補助金収益		
02	医業費用		
02-01	材料費		
02-01-1	医薬品費		任意記載
02-01-2	診療材料費、医療消耗器具備品費		任意記載
02-01-3	給食用材料費		任意記載
02-02	給与費		
02-(02)	（うち消費税課税対象費用）		
02-02-1	役員報酬		任意記載
02-02-2	給料		任意記載
02-02-3	賞与		任意記載
02-02-4	賞与引当金繰入額		任意記載
02-02-5	退職給付費用		任意記載
02-02-6	法定福利費		任意記載
02-03	委託費		
02-03-1	うち給食委託費		任意記載
02-04	減価償却費		
02-05	器械賃借料		
02-06	その他の医業費用		
02-(06)	（うち消費税課税対象費用）		
02-06-1	うち水道光熱費		任意記載
02-06-2	うち控除対象外消費税等負担額		任意記載
02-06-3	うち本部費配賦額		任意記載
03	医業利益（又は医業損失）		
04	医業外収益		
04-01	うち受取利息及び配当金		任意記載
04-02	うち運営費補助金収益		
04-03	うち施設設備補助金収益		
05	医業外費用		
05-01	うち支払利息		任意記載
06	経常利益（又は経常損失）		
07	臨時収益		任意記載
07-01	うち運営費補助金収益		
07-02	うち施設設備補助金収益		
08	臨時費用		任意記載
09	税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		
10	法人税、住民税及び事業税負担額		任意記載
11	当期純利益（又は当期純損失）		

単位：円

※1 医療法人整理番号は、医療法人ごとに付された番号を記載すること。法人番号は、国税庁により法人ごとに指定された13桁の番号を記載すること。病床・外来管理番号は、病床・外来管理番号付与の有無を選択し、有の場合は病床機能報告又は外来機能報告で付された8桁の番号を記載すること。医療機関コードは、保険医療機関の指定の有無を選択し、有の場合は保険医療機関ごとに付された都道府県番号+点数表番号+医療機関コードの10桁の番号を記載すること。

※2 任意記載科目について記載が困難な場合は、「*」を記載すること。

職種別給与総額及びその人数に関する情報（診療所）

様式2-2

医療法人整理番号	
法人番号	
病床・外来管理番号	
医療機関コード	

法人名				役員数(人)		職員数(人)	
診療所名				町域		二次医療圏	
診療所所在地	都道府県		市区町村				

期間（自 至）

職 種		①常勤職員と非常勤職員を区分できる場合						②常勤職員と非常勤職員を区分できない場合		
		常 勤 職 員			非 常 勤 職 員			給 与 総 額		人 数 (人)
		給 与 総 額			人 数 (人)	給 与 総 額	人 数 (人)	給 料 と 賞 与 を 区 分 可 能 な 場 合		
		給 料	賞 与	給 料 と 賞 与 を 区 分 可 能 な 場 合				給 料	賞 与	
01	医師※									
02	歯科医師※									
03	薬剤師※									
04	看護職員									
04-01	保健師									
04-02	助産師※									
04-03	看護師※									
04-04	准看護師※									
05	その他の医療技術者等									
05-01	診療放射線技師※									
05-02	臨床工学技士※									
05-03	臨床検査技師※									
05-04	リハビリスタッフ									
05-04-1	理学療法士※									
05-04-2	作業療法士※									
05-04-3	視能訓練士									
05-04-4	言語聴覚士※									
05-05	歯科衛生士									
05-06	歯科技工士									
05-07	栄養士等									
05-07-1	管理栄養士※									
05-07-2	栄養士									
05-07-3	調理師									
05-08	社会福祉士									
05-09	精神保健福祉士									
05-10	保育士									
05-11	看護補助者※									
05-12	事務職員									
05-12-1	事務（総務、人事、計 画、医療）担当職員									
05-12-2	医師事務作業補助者									
05-12-3	診療情報管理士									
05-13	その他の職員									

常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、左欄①に記載すること。

- ※1 給与総額の対象期間は直近1月1日から12月31日までとする。これによりがたい場合は、会計年度とする。
- ※2 常勤職員と非常勤職員を区分できる場合は、左欄①に記載すること。常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、右欄②に記載すること。①の場合、非常勤職員は給料と賞与をまとめて給与総額に記載すること。
- ※3 給料と賞与を区分できる場合は「給料と賞与を区分できる場合」に記載すること。年俸制を採用、事務処理上の理由等から、給料と賞与を区分できない場合は、「給料と賞与を区分できない場合」に記載すること。
- ※4 給料には、対象期間に職員に支給した給料の職種区分毎の総額を記載すること。なお、給料には扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給した全てのものが含まれる。
- ※5 賞与には、対象期間に職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記載すること。
- ※6 人数は給与総額の対象期間における7月1日時点の人数とし、非常勤職員は常勤換算（※小数点第一位まで（小数点第二位を四捨五入））して記載すること。職種末尾の「※」は病床機能報告報告職種を示す。病床機能報告で報告している職種の人数の記載は、省略することができる。ただし、病床機能報告では派遣労働者を含むこととしており、当該病院等の病床機能報告に派遣労働者を含む場合には、その人数を除いて計上すること。
- ※7 役員については、役員報酬以外に職員として給料等を支給されている場合を除き、含まないこと。
役員が診療等に従事している場合であって、役員報酬規定等により役員報酬と給料等を明確に区分して支給している場合には、給料等のみ計上すること。この場合、「給与総額」には雇用契約に基づいた職員の給料等を、「人数」には雇用契約に基づいた勤務時間を踏まえ常勤換算した人数を計上すること。
なお、この役員数の取扱いは病床機能報告と異なる。このため「病床機能報告」報告の有無で「1有（派遣を含まない）」を選択した場合に「人数」が自動で「-」となるが、病床機能報告において役員が含まれている職種は、役員を常勤換算した上で職員数と合わせた人数に置き換えて記載し直すこと。
- ※8 把握している職種は全て記載すること。記載が困難な職種には、「*」を記載すること。

(参考3 : 「報告対象外医療法人」報告書)

様式3

令和 年 月 日

都道府県知事 殿

主たる事務所の所在地

医療法人
理事長

医療法人の経営情報等「報告対象外医療法人」報告書

標記について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条第1項の規定による社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用しているため、医療法（昭和23年法律第205号）第69条の2第2項に基づく報告の対象外であることを報告します。

記

医療法人整理番号						
法人番号						
病床・外来管理番号						
医療機関コード						
法人名						
病院・診療所名						
病院・診療所所在地	都道府県		市区町村		町域	
会計期間	自		至			

以上

○厚生労働省令第百号
 全世界対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、並びに同法による改正後の医療法（昭和二十三年法律第百二十五号）第六十九條の二及び医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五條の十四の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和五年七月三十一日
 厚生労働大臣 加藤 勝信
 医療法施行規則の一部を改正する省令
 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

	改 正 後	改 正 前
目次	第一章〜第四章の三（略） 第五章 医療法人 第一節〜第八節（略） 第九節 監督（第三十六條―第三十八條の二） 第十節 医療法人に関する情報の調査及び分析等（第三十八條の三―第三十九條） 第六章・第七章（略） 附則	目次 第一章〜第四章の三（略） 第五章 医療法人 第一節〜第八節（略） 第九節 雑則（第三十六條―第三十九條） 第六章・第七章（略） 附則
第三十三條の二	法第五十一條第二項の厚生労働省令で定める基準に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 最終会計年度（事業報告書等につき法第五十一條第六項の承認を受けた直近の会計年度をいう。以下この号及び次号並びに第三十八條の四において同じ。）に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が五十億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が七十億円以上である医療法人 二・三（略）	第三十三條の二 法第五十一條第二項の厚生労働省令で定める基準に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 最終会計年度（事業報告書等につき法第五十一條第六項の承認を受けた直近の会計年度をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が五十億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が七十億円以上である医療法人 二・三（略）
第九節 監督	（都道府県知事が保存すべき書類） 第三十八條の二 令第五條の十四の厚生労働省令で定める書類は、法第六章及びこの章の規定により提出された書類（法第五十二條第一項の規定により届け出られたもの及び法第六十九條の二第二項の規定による報告に係るものを除く。）とする。 第十節 医療法人に関する情報の調査及び分析等 （法第六十九條の二第二項の厚生労働省令で定める事項） 第三十八條の三 法第六十九條の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、同条第三項に規定する分析の結果その他の地域において必要とされる医療を確保するために都道府県知事が必要と認めるもの（個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。 （法第六十九條の二第二項の厚生労働省令で定める者） 第三十八條の四 法第六十九條の二第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、租税特別措置法第六十七條第一項の規定を適用して最終会計年度の所得の金額を計算した医療法人とする。 （法第六十九條の二第二項の規定による報告の方法） 第三十八條の五 法第六十九條の二第二項の規定による報告は、次に掲げる方法のいずれかにより、毎会計年度終了後三月以内（法第五十一條第二項の医療法人にあつては、四月以内）に行わなければならない。 一 電磁的方法を利用して自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法 二 書面の提出	（都道府県知事が保存すべき書類） 第三十九條 令第五條の十四の厚生労働省令で定める書類は、法及びこの章の規定により提出された書類（法第五十二條第一項の規定により届け出られたものを除く。）とする。 （新設） 第九節 雑則 （都道府県知事が保存すべき書類） 第三十九條 令第五條の十四の厚生労働省令で定める書類は、法及びこの章の規定により提出された書類（法第五十二條第一項の規定により届け出られたものを除く。）とする。 （新設）

（傍線部分は改正部分）

<p>2 前項第一号の措置は、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に法第六十九条の二第二項に規定する厚生労働省で定める事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により報告をすべき医療法人が、自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとする。</p> <p>3 第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の規定により厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体への記録がされた時に法第六十九条の二第二項の規定による報告を受けるべき都道府県知事に到達したものとみなす。</p> <p>(法第六十九条の二第二項の厚生労働省令で定める事項)</p> <p>第三十八条の六 法第六十九条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 病院又は診療所（以下この条において「病院等」という。）の名称、所在地その他の病院等の基本情報</p> <p>二 病院等の収益及び費用の内容</p> <p>三 病院等の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項</p> <p>四 その他必要な事項</p> <p>(法第六十九条の二第三項及び第四項の厚生労働省令で定める事項)</p> <p>第三十八条の七 法第六十九条の二第三項及び第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 法第五十二条第一項各号に掲げる書類に記載された事項</p> <p>二 法第六十九条の二第二項の規定による報告の内容</p> <p>三 その他必要な事項</p> <p>(法第六十九条の二第五項の厚生労働省令で定める方法)</p> <p>第三十九条 法第六十九条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める方法は、電磁的方法を利用して自ら及び厚生労働大臣が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他の適切な方法とする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	---

附 則

この省令は、令和五年八月一日から施行する。

医政支発 0731 第 7 号
令和 5 年 7 月 31 日

公益社団法人 日本医師会担当理事 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長
(公 印 省 略)

「医療法人における事業報告書等の様式について」の一部改正について

標記につきまして、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

医政支発 0731 第 6 号
令和 5 年 7 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長
（ 公 印 省 略 ）

「医療法人における事業報告書等の様式について」の一部改正について

「医療法人における事業報告書等の様式について」（平成 19 年医政指発 0330003 号厚生労働省医政局指導課長通知）の一部を別紙のとおり改正し、本年 8 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、貴管内の医療法人等に対する周知方お願いする。

○「医療法人における事業報告書等の様式について」（平成 19 年 3 月 30 日医政指発 0330003 号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後					改 正 前				
[別 紙] 様式 1 <p style="text-align: center;">事 業 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">(自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日)</p> 1 医療法人の概要 (1)～(5) (略) 2 事業の概要 (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）					[別 紙] 様式 1 <p style="text-align: center;">事 業 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">(自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日)</p> 1 医療法人の概要 (1)～(5) (略) 2 事業の概要 (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）				
種 類	施設の 名称	<u>施設の医療機関コード 又は介護事業所番号</u>	開設 場所	許可病床数	種 類	施設の 名称	【新設】	開設 場所	許可病床数
病 院	〇〇病 院	<u>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</u>	〇〇県 〇〇郡 (市) 〇〇町 (村) 〇〇番 地	一般病床 〇〇〇床 療養病床 〇〇〇床 [医療保険 〇〇床] [介護保険 〇〇〇床] 精神病床 〇〇床 感染症病床 〇〇床 結核病床 〇〇床	病 院	〇〇病 院	【新設】	〇〇県 〇〇郡 (市) 〇〇町 (村) 〇〇番 地	一般病床 〇〇〇床 療養病床 〇〇〇床 [医療保険 〇〇床] [介護保険 〇〇〇床] 精神病床 〇〇床 感染症病床 〇〇床 結核病床 〇〇床

診療所	〇〇診療所 【〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理】	<u>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</u>	〇〇県 〇〇郡 (市) 〇〇町 (村) 〇〇番地	一般病床 〇〇床 療養病床 〇〇床 [医療保険 〇〇床] [介護保険 〇〇床]
介護老人保健施設	〇〇園	<u>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</u>	〇〇県 〇〇郡 (市) 〇〇町 (村) 〇〇番地	入所定員 〇〇〇名 通所定員 〇〇名
介護医療院	〇〇介護医療院	<u>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</u>	〇〇県 〇〇郡 (市) 〇〇町 (村) 〇〇番地	入所定員 〇〇〇名 通所定員 〇〇名

(2)～(9) (略)

診療所	〇〇診療所 【〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理】	【新設】	〇〇県 〇〇郡 (市) 〇〇町 (村) 〇〇番地	一般病床 〇〇床 療養病床 〇〇床 [医療保険 〇〇床] [介護保険 〇〇床]
介護老人保健施設	〇〇園	【新設】	〇〇県 〇〇郡 (市) 〇〇町 (村) 〇〇番地	入所定員 〇〇〇名 通所定員 〇〇名
介護医療院	〇〇介護医療院	【新設】	〇〇県 〇〇郡 (市) 〇〇町 (村) 〇〇番地	入所定員 〇〇〇名 通所定員 〇〇名

(2)～(9) (略)